

## 平成 19 年度 東部海浜開発事業検討会議 第 8 回検討会議 議事録

日時：平成 19 年 5 月 25 日(金)17:00～21:20

場所：沖縄市産業交流センター 大研修室

### 【議事録】

司会

皆様こんにちは。

(島田局長)

定刻の時間となりましたので、これより第 8 回東部海浜開発事業検討会議を始めさせていただきますと思います。委員の皆様は、既にお感じになられているかも知れませんが、当検討会議は昨年 12 月 25 日・クリスマスの日には第 1 回目を開催したところでございます。それから数えて本日 5 月 25 日、同じ 25 日でございますけれども、第 8 回目、今日の検討会議でちょうど 5 カ月が過ぎたという形になっております。

その間、委員の皆様にはお忙しい中、本当に厳しい日程でありましたけれども、貴重な時間を割いていただきまして、本当に感謝を申し上げたいと思います。また、ご指導方を今後ともよろしくお願いをしたいと思います。また、傍聴にお見えになりました皆様にも、色々ご予定がある中ご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、当検討会議におきましては、第 2 回目の検討会議により、会場にお越しいただきました皆様からのご意見等を反映させていただくために、受付の方で「意見等記入用紙」を準備させていただいております。これまでも説明をしておりますので、もう既にご存じの皆様もいらっしゃるかと思いますけれども、当検討会議の内容等につきましては、ご意見・ご要望等がございましたら、どうぞご記入の上、受付の投函箱に入れていただきますようお願いを申し上げます。提出していただきました「意見等記入用紙」につきましては、座長・副座長を中心に委員の皆様で検討をさせていただきます。できるだけ多くの意見を反映させていただきたいと考えております。

ただ、内容等によっては、すべてが対応できるものではありませんので、その点だけはあらかじめご理解をお願いしたいと思います。そして、提出いただきました「意見等記入用紙」につきましては、市のホームページの方で掲載させていただいておりますので、その辺もご了解をお願いいたします。

それから、1 つお願いがございます。会場にお越しになっている皆様、携帯電話をお持ちでしたら、マナーモードにされるか、携帯の電源をお切りになられますようお願いを申し上げます。

では、これより第 8 回東部海浜開発事業検討会議に入らせていただきます。本日の会議でございますけれども、委員が 9 名となっております。高江洲委員が所用のため欠席の報告がございましたので、ここで報告をさせていただきます。

ここで、お手元に配布しました資料の確認をさせていただきます。まず、本日の式次第であります。それから委員名簿、座席表、それから右肩に番号が振ってありますけれども、資料-1 といたしまして「新港地区視察の流れ(案)」、それから資料-2 といたしまして「市民等の意見の聴取について(前回の確認)」という形のものがああります。それから、資料-3 といたしまして「東部海浜開発事業に関する調

査票(案)」、資料-4 といたしまして「国・沖縄県への質問事項(案)」、資料-5 といたしまして「調査票送付団体候補一覧」という形です。それから、資料-6 といたしまして「『人工島事業の理解のために』の疑問等への回答」ということになっております。それから、資料-7 といたしまして「今後の流れ(案)」ということになっておりますので、まずご確認をお願いしたいと思います。

では、これからの進行につきましては、宮平座長をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

座長(宮平) 委員の皆様、市民の皆様、こんばんは。お急がしい中お集まりいただき、ありがとうございます。座らせて議事を進めたいと思います。

今回は、議題が第1号、第2号、第3号がありまして、その他というふうな形になっております。早速、議事を進めたいと思っております。

まず、議題の第1、新港地区の視察について。事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局(仲宗根) では、事務局の方から資料-1について説明させていただきます。

3枚つづりになっております資料-1ですね。新港地区視察の流れ(案)ということで、これは平成19年6月4日、第9回検討会議という位置づけの中で行っていきたいと考えております。

2ページ目をあけていただきたいんですが、当日につきましては12時50分に沖縄市役所に集まっていたきたいと思います。沖縄市役所の駐車場の方に集まっていたらと思っております。その辺はまた後日調整したいと思います。

当日1時には市役所を出発して、新港地区に向かって行きます。バス移動ということで書いてありますが、大変申しわけありません。今はこのバスの予約ができておりません。それから新港地区に向かいまして、新港地区内にある遠見台、ここで新港地区の全体を見ていただきたいと。その中で、沖縄市として説明できる部分を概要で説明したいと思っております。この遠見台は沖縄総合事務局の所有になっているんですが、総合事務局さんの方をお願いをしているところでございます。

その後、1時50分から50分の時間をとって新港地区内に立地しております企業1社～2社程度を視察したいと。どこを見るというのは、これからということなんです。何かここという企業がありましたら提案いただきたいと思っております。

その後、バスでまた移動して、新港地区の水路をぐるっと取り巻いている人工干潟がございまして。そこを視察したいと思っております。これにつきましては、終わりましたら勝連側の方に回っていただいてそこを見ると。そこを見ていただいた後に、また沖縄市役所に戻ってくる。

2枚目の方に日程案ということでありまして、12時50分集合、1時からバス移動で新港地区に向かって遠見台、その後企業を1社か2社見る。その後、勝連側の方に回って人工干潟を見る。その後、沖縄市役所に戻ってくる。その時間4時程度ということで、また4時からは沖縄市役所の会議室で視察の総括をしていただきたいと。そういうふうに考えております。以上です。

座長(宮平) ちょっと関連図の方に移動していただけますか。

(関連図のテーブルへ全員移動)

座長(宮平) 関連図の方ですが、何を一体ここで問題解決をしようとしているかということを示

し理解していただきたいんですけども、まず土地利用の状況ですね。土地利用の状況と人工干潟が本当に出島形式がいいのかですね。あるいは、他にもう1つありましたけれども、FTZは失敗しているとか、そういうふうな意見もありましたけれども、それが本当にそうなのかということを理解していただきたいということで、この視察があるということですね。これを見ながら追加したいところ、例えば新港地区の水質のデータ。これはまた国・県の方に聞けばいいかなと思ったりもしますが、こういったところを見ていくということです。

他に、例えばここはもう少しあった方がいいんじゃないかというのがありましたら、事務局の方に見たいところ、あるいは聞きたいところをお聞きになっていただければありがたいと思います。

事務局の方から他に提案ありますか。

事務局(仲宗根)

今のところはないです。

座長(宮平)

ということですので、この中のどこを疑問点としてやるのかということですね。新港地区の変化であるとか利用状況。ここらあたりですね。FTZ こういったところを見ていくということです。そういった問題解決をしていくということです。よろしいでしょうか。

委員全員

はい。

座長(宮平)

では、また席に戻ってください。

それで、6月4日・月曜日なんですが、この日、どうしてもご都合の悪い委員の皆様がいらっしゃる可能性があります。FTZ 関係あるいは人工干潟等の視察に参加できなくても、4時からの会議にはぜひ出席していただきたいなと思っておりますので、その辺の時間調整をお願いしたいなということを座長の方からお願いしたいと思います。今までのところでご意見、ご要望ございますでしょうか。

よろしいですか。

委員全員

はい。

座長(宮平)

では、次に議題の2に移らせていただきます。

資料-2の市民等の意見の聴取について(前回までの確認)ということで、今回若干資料-3の方も見ていただけたらわかると思うんですけども、変更点がありますので、その辺についても説明しながら進めさせていただきたいと思います。

まず、市民等の意見の聴取について(前回までの確認)なんですけれども、前回第7回の会議で、東部海浜開発事業に対して関心の高い団体に対し予備調査票を送付・回収し、その内容を踏まえた上で聞き取り調査を行うことが決まりました。これは段取りですね。

また、東部海浜開発事業と深い関係にある泡瀬地区の公有水面埋立事業を知るために、国・沖縄県の考え方を聞くことも確認されたわけですね。

2ページ目をお開けください。

目的とその対象、及び調査方法ということですが、意義のあるアンケート実施には目的が明確でなければ、現状でアンケートの目的が定まらず詳細を検討することが難しいので、聞き取りをして、沖縄市が持っている以外の情報を収集するということですね。例えば、学術団体や反対している団体とかに質疑応答するとか、あるいは争点を特定するとか。そういったものやっつけていきたいなということですね。

アンケートとかその辺とか、ちょっと時間的な制約もありまして今回はここまではいけないだろうということです。できればやりたかったことなんですけれども、そして、もし次の段階があるならば、前段階として関係しているところ、あるいは要請を行っている団体に聞きながら項目をまとめて、勉強会で調査票を作成し、団体に調査票を送り、そして回収し、またそれを聞きながら何を聞くのかということをやっていくということですね。

目的は何かというと、争点の特定化、その他を行うということですね。そして、結果を公表していくということです。こういうふうな形で、目的を明確化して予備調査ということを行うことが確認されました。

その確認を踏まえて3回ほど勉強会を行いまして、今日皆さんにお示ししているのが、この資料-3の調査票です。

ここで皆様にお諮りしたいところがあります。何かというと、まず見出しのところをご覧ください。見出しの部分で、「東部海浜開発事業に関する調査票の記入に際してのお願い」ということで、「予備」の字が抜けております。予備が調査票という形になっております。この辺につきましては、藤田委員の方から、なぜそうなったのか、その経緯についての説明がなされます。

まず、最初に文言が入ってきます。調査票の記入に際してのお願いについてということで、これをご一読いただいて。

それと、もう1つ。以上の点をご賢察の上、ご回答を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。なお、本調査で得られました情報は、上記趣旨以外での利用はいたしません。また、本調査票の公開はいたしませんので忌憚のない回答をお願いいたします。

この目的は何かというと、我々の方が質問項目を決定することですので、公開ではないということですね。そういった意味で非公開とさせていただきます。

本調査についてご質問等ございます場合には、下記までご連絡くださいという形の形式をとらせていただいております。

次のページをあけていただきたいんですけども、ここからちょっと私は所用で出ておりませんでしたのものですから、この項目に至った経緯について藤田委員の方から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員(藤田) 藤田です。

調査票を作成するというので勉強会が3回行われました。日程は5月11日、2回目が14日、そして3回目が18日ということで、3回勉強会を行いまして、僕はそのうちの後半2回出席いたしました。勉強会の点まではいいですね。細かいことは。

座長(宮平) はい。

委員(藤田) とりあえず各団体に質問する内容を決めようということで、色々話し合いまして整理した結果、大きく5つですね。1つは、この調査票の開いたページに設問が5つ大きい項目がありますが、1つ目は、アンケートを行う団体のこれまでの活動内容について聞くという内容ですね。細かい小さな設問を3つ出しております。これ読んでいった方がよろしいんでしょうか。

座長(宮平) そうですね。

委員(藤田)

一番初めは、貴団体の東部海浜開発事業に関連した活動内容についてお聞かせくださいという内容でして、設問の①として国・沖縄県に対して、私たちが質問する団体がこれまでどのような要請をしてきたかということをお聞かせください。②として沖縄市に対して同様な設問をいたします。

その次、国あるいは県、あるいは市ではなくて、もっと広い一般の方々に対してどのような活動を行ってきたかということ。あるいは、今後何か予定があるかということをお聞かせくださいというのが1番の項目ですね。これは、団体の概要を知るといふ目的になると思います。

2番目、泡瀬干潟についてお聞かせくださいという設問を設けました。これはたびたび議論されてますが、この事業はどうしても環境との関連があるということで、干潟についての定義であるとか、価値であるとか、それを保全していく必要があると考えるなら、その策。それができるかどうかというようなことを聞こうということで設問に出しております。

3番目としては、沖縄市の将来のまちづくりについてということですね。

これは、おそらくこの東部海浜開発事業というのが、この沖縄市の将来のまちづくりの中の1つ重要な部分を占めているであろうということなので、まず沖縄市の現状をどう考えているかということと、沖縄市の課題を挙げてくださいという項目があります。沖縄市を活性化していくことについて何が必要だとお考えですかという質問があります。そして、市の将来像ですね。市のビジョンとして何が必要だと思うかということをお聞かせくださいという項目をつくっております。

4番目として、それを踏まえた上でということになるんでしょうけれども、東部海浜開発事業について、一応ここで賛成ですか、反対ですか、見直すべきですかというような意見を問うことになりました。この部分は勉強会の中でも非常に議論があったところなんですけど、聞いておくべきだろうということに最終的にはなったわけですね。

そして、その次の方ですけれども、東部海浜開発事業に関して賛成と反対という対立することが続くと、沖縄市あるいは事業にとってどういう影響があるかということも考えていただきたいという意味で、2番目の設問を設けております。これが4番ですね。

そして5番目、その他として、これは現在、国・沖縄県・沖縄市が公表している以外の情報を、もし質問をする団体の方々がお持ちであれば、それを知りたいと。どういう内容の情報を持っているかというのを知りたいということです。これは、主にこの会議で出てくる情報はほとんど事業者側の行ったデータをもとにしているということなので、そうではない手法を用いた調査をしている方々の、こんな情報を持っているということを知りたいという意味で5番目の設問を設けられています。

6番は、その他ご自由な意見をお書きくださいという項目ですね。この会議に関してでも、事業に関してでもということですね。以上です。

座長(宮平)

あともう1点だけ。藤田さん、第7回では「予備調査票」だったんですが、「予備」が抜けた理由について。

委員(藤田)

「予備」が抜けた理由は、いつから抜けてましたか。

座長(宮平)

第2回目の勉強会まではあったんですけど、第3回からは抜けて。

- 委員(藤田) ちよつとこれ正直気づかなかつたので……。
- 座長(宮平) 例えば後で出てきますけれども、私が記録を読む限りでは、調査票を送る団体に対して予備調査票だと今度は本調査票が来るから、それでは期待してしまう可能性もあるし、この調査自体も意味ある情報にしたいということなので、「予備」を抜けて本調査という形にしたのかなというふうなことを、議事録を読む限りあったんですけれども、その辺についてはどうですか。
- 委員(藤田) そういうことです。あと、時間的な制限で2度同じような設問をするみたいな話もちよつとあったような気がしますけど。
- 座長(宮平) どうぞ。
- 委員(伊良部) 私が理解をしているのは、調査票を送る先が非常に数が多いところがありまして、予備調査票ということになりますと、先ほど座長がおっしゃいましたように、では次が本調査が来るということになりますと、これ、すべての団体を対象として調査ができないところから、予備ということではなくて調査という形に置き換えたというふうに理解しております。
- その中で、調査を実際するところについては改めてご連絡を差し上げるということで、整理を図られたのかなと。このように考えております。
- 座長(宮平) 今の伊良部委員の説明でおわかりかと思えますけれども、そういうふうな趣旨で「予備」という文言を省かせていただいたということですが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。
- 副座長(島田) あえて。わかりやすく認識するために、これも調査なんですね。広く調査をする。
- 座長(宮平) そうです。
- 副座長(島田) ヒヤリングということはまだこれからですけれども、それはみんなに改めて聞くわけではないんですけどもということの話で、郵送だけの調査もあり、また直接聞くという調査もありと。こんな理解でいいですよ。
- 座長(宮平) はい。そういうことですけれども、よろしいですか。「予備」が外れた理由はそういうことです。
- あと、中身についていかがですか。もっとうこういう項目とか。ちなみに、これ月曜日に発送したいので、今日で成案としたいと思います。
- 委員(比嘉) 4番の①なんですが、賛成ですか、反対ですかというところは、賛成です、反対ですと書きそうになるんですが、具体的にここは、例えば賛成の理由、反対の理由というのは求めてないんですか。
- 座長(宮平) これは、もちろん答えを求めております。というのは、最初の方にありますけれども、客観的なデータ等、あるいはそういうふうな理由がなくて、ただ賛成、反対と言われてもこちらの方としては困りますので、理由も書いていただきたいと思っております。
- 委員(比嘉) この書き方ですと、ただ反対、賛成と書きかねないんじゃないかなと思います。
- 座長(宮平) では、賛成ですか、反対ですか、見直すべきだとお考えですか。理由をお聞かせくださいということはどうでしょうか。その理由をお聞かせください。どうでしょうか。
- 委員(比嘉) それでいいと思います。
- 座長(宮平) では、4の①賛成ですか、反対ですか、見直すべきですか、どうお考えですか。そ

の理由をお聞かせくださいという形にしたいと思います。

この見直すべきかというのは、見直すべきとお考えですか、この文言の意味は委員の皆さん、どうですか。わかりやすいですか。

例えば、賛成なんだけれども、ここの方は見直した方がいいんじゃないかという意見もあるし、もちろん反対の人は、ここは見直すべきであるとなるんですが、そういった意味で見直すべきですという言葉が出てきたと思うんですけども、それをいただいた団体の人たちがそれを理解できるかどうかということですね。入れる文言としては気になるところだなと思いますけれども、こういうふうな質問がなされたときに比嘉委員の方からありましたけれども、本当にわかりやすい文言なのか、今一度ご確認をお願いしたいと思います。

委員(藤田) 今の貴重なご意見を、勉強会に出ていた委員はそれほど多くなくて、勉強会に出ている人は割と、昨日もずっとやっていて、ちょっとすごく勝手に理解がどんどん進んでいるので、出てない方々はぜひそれを読んで、これに答えられるかというのを考えていただきたいのと、あと、確かスペースが狭いので別紙に記入を可としてくれと、どこかに入れてくれというふうにお問い合わせをしておいた気がするんですが、それは反対派の意見は膨大に書く方もおられるでしょうから、そういう別紙の記入が可能であるという文言をどこかに入れておいていただきたいなど。

座長(宮平) それは最初のががみの部分に入れた方がいいのか、あるいは各項目ごとに(別紙での提出も可)とした方がいいのかでしょうね。最初のががみの部分でやってしまう方法、一括してやる方法もありますし、そしてやるのであるならば、各項目に別紙での添付資料でも可であると。そっちの方もあると思いますね。どちらの方がより親切かということです。

委員(伊良部) 今の比嘉委員の話でございますけれども、確かに賛成ですか、反対ですかという形になりますと、そこで終わってしまうという懸念が、今の座長のお話も含めて考えても、まだ少し心配なところがあります。

ですから、既に工事は進んでますので、それと併せてこの各団体の思いというものをしっかり受けとめていきたいという気持ちがありますので、例えばこの辺どうなんでしょうか。この現計画の埋立事業の中止はあるとか、あるいは計画の推進等ですね。そういうふうな形はとらないのかということをお互いあわせて皆さんで検討されたらということです。

座長(宮平) 伊良部委員、埋立事業と東部海浜開発事業については、事業主体が違うということはお存知ですよ。東部海浜開発事業というのは、あくまでも沖縄市の事業ですので、埋め立ての是非ということは国・県についての考え方になってくるんですけども、その点を踏まえてのご発言でしょうか。

皆さんの意見はいかがですか。

副座長(島田) それでは発言します。

今のこれ、何を議論しているかというのと、この質問をどう入れるかで処理しているので、話をちょっと戻した方がいいと思うんです。僕はこれ勉強会に出ないの遠慮するんですけども、これだけ議論されてつくり上げた質問なので、大きく流れの意図があるはずだと思うんです。それを、1回こういう流れの質問票だという話をどなたか発言した方がいいと思うんですが。

- 座長(宮平) ですから、先ほど私の方から説明しましたように、資料-2の方で、目的は情報の収集なんですね。どういったふうなことかという、争点を特定する。沖縄市が持っている情報を収集するというので、この調査票ができています。これが目的です。
- 副座長(島田) ですよ。そうすると、その考え方に沿ってこの流れになっているということの説明に、どなたかしていただくといいなと。
- 座長(宮平) ですから、先ほど藤田委員の方から説明がありましたように、まず1については、活動全般の状況について知りたいということですね。
- そして、2の方としては干潟関連について。つまり干潟の定義がまちまちであるという点がありますので、干潟についてどのような認識を持っていらっしゃるのかということですね。そしてもう1つは、この東部海浜開発事業というのが、沖縄市の将来構想の中の位置づけになりますので、それとの連動はどういうふうにお考えになっているのかということですね。それを踏まえて、4として東部海浜開発事業についてどう思っているかという流れになっているんですね。ストーリーとしてはそういうふうな流れで書いております。
- そして、5としては、先ほど藤田委員の方から説明がありましたように、この委員会のデータというのが、どちらかという、これまでは事業主体のデータが中心となっていますので、それ以外のデータでもしあるならば、それをまた踏まえて検討を考えたいというようなこと。この5段階のステップを取っているということでした。よろしいでしょうか。大田委員、どうぞ。
- 委員(大田) 勉強会に参加できないまま、今こういうことを言っても申しわけないんですけども。
- 第7回するときにも申し上げたんですが、賛成という部分と反対ということであれば、私もどちらかわからないんですよ。私が答える立場としまして。
- 現時点で、本当に中心市街地の起爆になるようなものとか、3番の将来のまちづくりに沿って必要なテーマとして、本当に10年かけながらいいものをつくっていくということだと私は賛成なんです。そういう発言、そういう私の周りに、特に私の場合にはそういう方が多いんですけども、現時点での計画の上物に関して疑問があると。これをもうちょっと本当にリンクさせることがあるんじゃないかという人が多いです。私の周りだけです。
- ですから、その辺の人たちはこの場合、聞けないのがあるのかなというのが、申しわけないんですが。
- 座長(宮平) 4の①のことですよ。
- 委員(大田) 4の①含めて、もうちょっと……。大変申しわけないんですけど、何かしてほしいと思います。
- 座長(宮平) そういう意見。
- まず、最初の伊良部さんの提案について、埋立事業についての是非を問うということはいかがですか。これを盛り込むべきだという。
- どうぞ、藁科さん。
- 委員(藁科) 私の認識ですと、特に反対派の方々は埋め立てを反対しているというところがあると思うんです。その上物の土地利用に反対しているよりも、干潟を埋め立ててはいか

んといっているんで、それを置いて上物の話をすると反対派の人たちが言いたいことが言えない。何か言いたくないことを言わされるような調査票になってしまうのではないかという気がするんで、前半なり分けて考えて。例えば埋め立てについて、ここで干潟の定義なんかもありますので、干潟の定義、干潟の部分の話はどちらかという埋め立てに関係することですよね。これを聞いておいて埋め立てを聞かないというのは、ちょっと片手落ちのような気がします。

座長(宮平)           どうぞ、伊良部委員。

委員(伊良部)       先ほどの発言は大変舌足らずで申しわけないんですけども、今の賛成か反対かというふうになった場合には、今、藁科委員がおっしゃいましたように、土地の利用計画そのものに反対か賛成かということになってしまうんです。そうではなくして、今回の調査の目的というのは、推進をする方々、それから反対をする方々が、この事業に対してどういうふうに思っているかということを知るための調査ということを考えるのであれば、これは当然、埋め立ての是非も含めて、各団体へのどのように考えているのかということ、やはりこれは知る必要があるだろうと。このように思います。

ですから、実際進んでいる事業に関しまして各団体はどのように考えているかということ考えた場合に、今の賛成ですか、反対ですかということになった場合は、どの部分を賛成、どの部分を反対なのかということが頭の中に見えないところもありますので、そういうところがありましたら、やはり調査票を求める方たちには、我々が求めているところはお互いがちゃんと理解できるような形にしていかないと、ちょっとまずいのではないかなというのが私の考えです。

座長(宮平)       それでは、ちょっと私の方から提案したいんですけども、こういうことでどうでしょうか。

まず、国や沖縄県が行っている埋立事業についてお聞かせください。①賛成ですか。②反対ですか。見直すべきだとお考えですかという形にして、次、埋立後に行われる沖縄市の東部海浜開発事業について、①賛成ですか、反対ですか、見直すべきだとお考えですか。理由をお聞かせください。という形ではどうでしょうか。

どうぞ。

委員(岩田)       私は、座長の提案でいいかと思います。でしたら、この表題のお願いの方も、このままだと東部海浜開発事業に限定しているんで、併せて埋立事業の方にもとした方が、おそらく市民目線で見れば埋立事業と東部海浜開発事業の境目が全くわからないし、それを知らない団体がもしいたとしたら、そういうのは門前払いにみたいになってしまうので、ごっちゃというか、それを一緒に書けばいいんじゃないかと思います。

座長(宮平)       他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員(藁科)       埋め立てに賛成か反対か、見直すべきかという話なんですけれども、埋め立てだけをとってしまうと、これは埋め立てない方がいいという話になりそうな気がするんで、埋め立てについてどう思っているかということがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

座長(宮平)       いかがいたしましょうか。伊良部委員は、埋め立ての是非も問うべきであるというふうな意見ですし、藁科さんは、どう思うかという形でややトーンが違うようなとこ

ろがあるんですけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。その辺の文言。どちらをどう聞いた方が一番答えやすいかということの視点でご議論をお願いしたいと思います。どうぞ。

委員(藤田) 一応、その勉強会の中でもこれ相当論点になって、要するに東部海浜開発事業というものと、埋立事業というのは事業主体が異なっていて、この委員会は東部海浜開発事業であると。その委員会であるというのが目的なので、それを踏まえるとこういう設問になったということです。

もちろんやっぱり埋め立ての是非みたいなものも、当然、市民というか、沖縄市に住んでいる者としても知りたいところは色々あるんですが、そこをあえて自分を殺してでも、この委員会が何のためにあって、何を目的とするのかということ踏まえると、こういう設問に落ち着いたということなんです。

副座長(島田) そこですね。せっかくあれだけの時間をかけて勉強会がこの前段にあったわけだから、この場でもう1回やるという話、ゼロからの話ではなくて、この目的を前提にこの調査票になったということの経緯をもう1回確認し合いたいと思った上での発言だったんですけれども、座長が総括なさったんですけれども、それはここに意図が入っているはずなので、色々言いますけれども、勉強会をやって詰められた方が説得してほしいというのが、私の意見。

座長(宮平) 委員会の会議のミッションに忠実であるならば、今おっしゃる藤田さんの言葉になるでしょうけれども、市民委員の立場からするとそうじゃないわけですよね。では、この委員会は何のためにあるかという、市民の目線、市民のためにどういうふうな状況になっているのかということがまた重要なポイントになってきますので、ここはどうでしょうか。藤田委員、この調査票はあくまでも非公開という形になってますので、埋め立ての是非云々について、聞く分については問題はないのかなというふうには私の方としては考えているんですけれども、ほかの委員の意見はどうでしょうか。どうぞ。

委員(當山) 當山です。

私、2回目のときに参加したんですけれども、そのときにはこの賛成、反対についてどうしますかというので、こういう明確に聞かないという方向になっていたと思います。それで、今回出てきた調査票の中では、東部海浜開発事業についての賛否について聞いているんですけれども、もし、この東部海浜開発事業について聞くのであれば、埋め立てについて聞かないと、ここが書きにくくなると思います。どの部分について賛成しているのか、反対しているのかというのがよくわからなくなってしまうので、この設問を入れるのであれば、埋め立てについても聞く必要があると思います。

座長(宮平) ということですが、いかがでございましょうか。

藤田委員、やはりここはミッションを少し逸脱してもいいのかなというふうな。伊良部さん、どうぞ。

委員(伊良部) この東部海浜開発事業の目的というのは2つあるんですよね。1つは浚渫土砂と、それからこの中部圏域の活性化。いわゆる東海岸地域の活性化ということがうたわれておりますけれども、ですから、そうなりますと当然これは浚渫土砂も問われてくるので、我々は、埋立理由書を今日は持参ということになっておりますから、当然それは含まれているというふうに私は理解してます。

座長(宮平) 当然何が含まれるんですか。

委員(伊良部) 埋め立てそのもの。

座長(宮平) 是非について。

委員(伊良部) 是非についても含まれる。その埋め立てを正当とする理由がないと、この事業も進まないわけですから、当然これは避けては通れないというふうに私は理解をしています。

ですから、これはちょっとご提案ですけれども、この事業について問うというふうに書かれていますから、例えばこの中に括弧という形で入れて、「埋め立てを含む」というふうな形で、賛成・反対の皆さんが書きやすいような形にしてはどうかというふうなことなんですけれども、ぜひご検討いただければと思います。

座長(宮平) どうでしょうか。今、埋立事業について聞くべきであるという意見が大半を占めているようですが、その点については委員の皆さん、どうですか。埋立事業のことを聞くについては、一致していると考えてよろしいですか。

委員全員 はい。

座長(宮平) では、これを聞くとして。

次に聞き方の問題ですね。私の方としての提案としては、埋立事業についてお考えをお聞かせください。賛成ですか、反対ですか、見直すべきとお考えですか。その理由をお聞かせくださいという。

そして、次に沖縄市で行っている東部海浜開発事業について同じような形で聞くという二段構えで聞くというふうなことを提案させていただきましたけれども、伊良部委員は、そうではなくて、東部海浜開発事業について括弧書きとして埋め立てを含めるという形にして、賛成ですか、反対ですか、見直すべきだとお考えですか。理由をお聞かせくださいというふうな書き方になってきますが、いかがでございましょうか。

どちらの方が答えやすい、あるいは書きやすいということですね。その辺についてご審議お願いいたしたいと思います。

委員(伊良部) 賛成をする方々にとっては、今の設問ですと、非常に丁寧に書きやすいと思います。

ところが、反対をする方々というのは、埋め立てそのものに反対をしているということから考えますと、今の設問の陸上の上物の是非について問うというのは、はたしてどうかなというところもありまして、まとめて書いた方が流れとしてはいいんではないかなというので、私はご提案させていただいたというところがございます。

座長(宮平) ということですが、いかがでしょうか。どうぞ。

副座長(島田) ちょっと見方をかえると、これは一般市民に、多くの人に質問するということの質問票ではなくて、非常に関係した団体の皆さんに、それこそかなり考えて研究なさった皆さんのところに届ける質問票なので、これは分けてお聞きするということでも、きちっととらえていただけたらと思うんですが、確かに、普通の市民には、これは埋立事業なのか、東部海浜開発事業なのか、これは峻別しきれないんだけど、そこは分けて。本当は分けられるものなら分けて聞きたいです。対象が対象だけに分けて聞けると思うんです。私は分けるべきだと思います。

座長(宮平) そういう意見ですが、他にどうでしょうか。今はお2人しか発言されておりません

けれども、どちらの方がよろしいでしょうか。

委員(伊良部) 目的をどこに置くかというところで、また大きく違ってくると思うんですね。ただ、単に自然を守るということで、そういうふうな捉え方ですと、これは全員が違うでしょうし、そうではなくして、やはりその先にある、この沖縄の抱えている問題等含めて、それをどういうふうに解決をするかということ踏まえて考えていくのであれば、少しこれは反対をする方々にとっては、聞きづらいところかもしれませんが、ただ単に自然を破壊する云々の話では、今の段階では反対と。それは、我々の次の世代の子供たちの将来を考えた場合、やはりどう自然と向き合いながら共生をして人が生活できるかということを考えているのであれば、その土地の利用開発そのものをどのように考えているかということも、聞いてみたいというところもありますので、どうでしょうか。今の座長の案で、問いかけをするということではいかがでしょうか。

座長(宮平) 私の案というのは、まず4としては、国及び沖縄県が行っている埋立事業についてやって、賛成ですか、反対ですか、見直すべきだとお考えですか。その理由をお聞かせください。次に、沖縄市が行おうとしている、これは行おうとしているというのは、埋立事業後しかできませんので、沖縄市が行おうとしている東部海浜開発事業について賛成ですか、反対ですか、見直すべきだとお考えですか。その理由をお聞かせくださいという形にするということですが、いかがでございましょうか。

副座長(島田) 私は、それで賛成です。つまり、分けてやるべき。

座長(宮平) では、それでよろしいですか。

そして、3として東部海浜開発事業に関して賛成と反対が続くとどのような影響が予想されるか。影響がある場合には解決策をお聞かせくださいということではよろしいですか。どうぞ。

委員(伊良部) 今、賛成か反対かということで議論が分かれていますけども、当然これは見直しも含めてという話でよろしいですね。

座長(宮平) はい。

事務局、3の方ですが、東部海浜開発事業に関して賛成、反対及び見直すべきであるという主張……、どういうふうに書いたらいいですか。文言の問題です。

委員(伊良部) ですから、実際には事業は進んでおりますので、例えば事業の見直しをすべきなのかどうか。その辺も考えがあれば聞きしたいということをお書きくださいということではよろしいかと思えますね。

座長(宮平) そうすると、③は東部海浜開発事業に関して賛成、反対、どのような影響が予想されますか。また、影響がある場合の解決策について、見直し案も含めてご提案ください。どうですか。そうすると、今、伊良部さんがおっしゃった質問の内容の答えになるのでしょうか。それでよろしいですか。

事務局、記録は取れましたか。確認の意味で、文言を読み上げてください。

事務局(安慶名) 確認いたします。

まず、4として、今、東部海浜開発事業についてということで①と②が挙がっているんですが、これを4として、国・沖縄県の埋立事業をどうお考えですかと。賛成、反対、見直しという、その理由をお聞かせくださいと行って、項目を置きます。

項目を変えて5、東部海浜開発事業についてとして、①賛成ですか、反対ですか、

見直すべきとお考えですか。また、その理由をお聞かせください。

それから、②が先ほどの文ですよね。東部海浜開発事業に対して賛成と反対が続くとどのような影響が予想されますか。また、影響がある場合の解決策として和解となる見直し案も含めてお聞かせください。

ということよろしいですか。

座長(宮平) 4の方ですが、国と沖縄県が行っている泡瀬干潟の埋立事業についてと言った方がいいかもしれないですね。

事務局(安慶名) これは事業名を統一しましょうね。これから国・沖縄県に聞く質問事項の中でも同じくだりが、事業について聞くことになっていきますので、「泡瀬地区公有水面埋立事業について」ということでいいですか。

座長(宮平) ちょっと待ってください。それはどうでしょう。団体に聞くのであるから正式名称でやった方がいいかなと思いますけれども、例えばこれが一般市民に聞く場合には泡瀬干潟の埋め立てでいいのかなと思いますけれども、今、事務局の提案で事業名の正式名という形で聞きたいということですが、それについて委員の皆さん、いかがですか。それで大丈夫ですか。

委員全員 はい。

座長(宮平) では、そうしてください。5番目の項目が、沖縄市がこれから行おうとしている。

事務局(安慶名) 今のが4ですね。

座長(宮平) 4ですね。そして5が。

事務局(安慶名) 5が、東部海浜開発事業。

座長(宮平) 沖縄市が行おうとしている。

事務局(安慶名) 5が、沖縄市が行おうとしている東部海浜開発事業についてお聞かせください。

①、これは賛成ですか、反対ですか、見直すべきとお考えですか。また、その理由をお聞かせください。

座長(宮平) 賛成ですか、反対ですか、見直すべきかとお考えですか。「また」は抜いてください。その理由をお聞かせください。

事務局(安慶名) ②東部海浜開発事業に関して、賛成と反対が続くとどのような影響が予測されますか。また、影響がある場合の解決策を和解になる見直し案も含めてお聞かせください。

座長(宮平) 和解のための見直し案も含めて理由をお聞かせくださいで、伊良部さん、よろしいですか。委員の皆さん、それでいいでしょうか。

委員全員 はい。

座長(宮平) では、それで成案としたいと思います。

他に要望として。どうぞ。

委員(當山) 3の③ですが、市の将来像について何が必要だとお考えですかというのは、市の将来像を書いてあげた方が親切だと思うんですが。

座長(宮平) 具体的な現在の将来像ですね。それは添付資料の方がいいのかな。資料を添付してお見せしてやった方がいいんでしょうか。この中に書くことはちょっと難しいですよ。将来像。

委員(伊良部) ここは、前も議論が分かれたところですよ。私の提案としましては、沖縄市の将来像として、沖縄市は国際観光文化都市ということ掲げているわけですので、



るんですけど、どうでしょう。

座長(宮平) 他に。

副座長(島田) 私も岩田さんに近くて、多分、この質問票をつくり上げた勉強会でもそういう意図だろうと私は読んでいるんですけど、ここは緩やかにしておくべき。さっきの4番、5番の項目は厳格にさせていただいて、ここは緩やかに何を考えておられるかというところがあっても有効な資料になるなというふうに思っているんです。

座長(宮平) 伊良部さん、どうぞ。

委員(伊良部) 勉強会に参加をしたときには、私はこの3と4は当然これつながっているものだというふうに考えていまして。

ですから、先ほど比嘉委員がおっしゃっていましたが、東部海浜開発が、沖縄市の将来にどういうふうにつながるかということを含めて聞いてみたいということなんです。ですから、沖縄市はこういうふうなことを掲げています。東部海浜が国際観光文化都市にどういうふうにつながっていくのか。これが今沖縄市の一番大きな事業ですので、これがどのようにつながっているかということをお聞きしたいと、その辺の考え方をここで聞きたいと。

ですから、3で止まっているのも大変残念であります。ここで見ますと、例えばおっしゃいましたね。それぞれの思いしか引き出さないということから、次に先ほどの東部海浜、これはどういうふうにつながるんでしょうかということ、新たに4あたりに追加で問いかけをするということをしていただければありがたいなというふうに考えております。

座長(宮平) 伊良部さん、今のはあれですね。また、4と5ともう1つ追加ということも踏まえておっしゃっていますね。

委員(伊良部) 3の中に。

座長(宮平) 3の中に。

委員(伊良部) 3の中の③の次の④ですね。

座長(宮平) なるほど。④として、例えば③が将来のビジョンについて聞いて、その中の東部海浜開発事業の位置づけはどういうふうな位置づけになっているかということをお聞きしたいということですね。

いかがでしょうか。まず、整理しましょう。

まず、③の中に沖縄市の方が国際観光文化都市というものを宣言してましますけれども、それについての考えをお聞きすべきか否か。そこから片付けましょうか。どうしますか。どうぞ、藁科さん。お願いします。

委員(藁科) 私は、入れるべきかなと思います。やっぱりこれありきなところもあると思うので、全く違う方向の話をして、何か話がかみ合わなくなってくる。これ前提で、これを入れるんだったら何々が必要だと思いませんかという話だと思うので、この言葉を入れるというのは、国際観光文化都市を掲げる沖縄市の将来像ということ。

座長(宮平) 例えば、必ずしも国際観光文化都市についてすべて賛成という方ではない可能性があるわけですね。ですから、もし聞くとしたならば、その文言を入れるとしたら、沖縄市は市の将来像として国際観光文化都市を将来ビジョンとして掲げていますが、賛成ですか、反対ですか、見直すべきだとお考えですか。あるいは、他に何か必要なものがあるかと思いませんか、お聞かせくださいとやらないと、ちょっと不親切なの

かなというふうに考えたりもしますけれども、どうでしょうか。

委員(藤田) 設問が多すぎると思う。

座長(宮平) 設問が増えてしまうわけですね。ですから、設問が多いとまた色々書く方も大変でしょうけれども、熱意の団体ですので書いていただけるのは間違いないと思いますが、いかがいたしましょうか。

そして④として、もし伊良部委員の意見を賛成であるならば、④として③で掲げられた将来ビジョンと泡瀬東部海浜開発事業についての関連性について、お聞かせくださいになりますかね。いかがいたしますか。

このあたりですね。どうぞ。

委員(藤田) 入れたら駄目というわけではないんですが、一応これを書いてもらって、それをもとに後ヒヤリングをするということになっていたと思うので、こちらが選んで、そういう意味ではすごいたくさんのご意見を要求しなくてもいいのではないかなと。

むしろ、3番は例えばですけども、推進の方を言う人は例えばこの設問2みたいなことをちゃんと書いていただけるのかなとか、5番目のことがちゃんと理解しているのかというのを僕らは知りたいということと、逆に反対するという方々は3番あるいは4番をしっかり持っているのかというのを知りたいなという大枠で確かにつけていった気がするので、その部分が問えればいいかなと。それで、よく書けていると言ったら変ですけど、少し意見を色々お持ちであれば、その後ヒヤリングでしっかり聞けばいいかなという意図。

ちょっと期間があまりにもないので、できたら設問は減らした方が。そっちの方が親切かなと思うんですけども。

座長(宮平) 今の藤田委員のはいかがでしょう。原案どおりの方がいいんじゃないかということですけども、詳細についてはヒヤリングで聞くことができるので、大枠をまずは押さえないといふ。

副座長(島田) 私は、その案に賛成します。

座長(宮平) 島田さんは賛成する。ほかの委員の皆さんはいかがですか。

藤田さんは賛成ですか。他に。

比嘉さん、お願いします。

委員(比嘉) 4番は、やっぱり賛成、反対の理由ぐらいいは。

座長(宮平) こっちはオーケーです。

委員(藤田) 3番は細かく言うのは、設問が増えていきそうな感じなのでちょっとそこまでは。

座長(宮平) 伊良部さん、いかがですか。細かいところはヒヤリングでということですけども。

當山さん、いかがですか。

委員(當山) 先ほど座長がおっしゃられたように、沖縄市が掲げているビジョンは国際観光文化都市で、その実現のために何が必要だと思えますかぐらいで、あとは不足のものはヒヤリングで補充していけばいいかなと思います。

座長(宮平) では、沖縄市は将来ビジョンとして国際観光文化都市を掲げていますが、その実現に向けて何が必要だと思えますかという形にしますか。

どうぞ。

委員(伊良部) ここは少し分けた方がいいと思うんですよ。その文言の中に沖縄市がこういうこと

を目標として掲げています。例えば、あなたの沖縄市の将来像についてお聞かせくださいという形にしてないと、全く違う趣旨の、観光とは切り離れた形で問いかけて、自由な形で書いてほしいなというところもありますので。

ですから、今の設問方式でやりますと、国際観光文化都市に対しての問い方という形になりますので、それが適当かなということを皆さんの方で考えていただきたいと思います。

座長(宮平) どうぞ、岩田さん。

委員(岩田) 最初に、沖縄市は国際観光文化都市をビジョンとしてやっています。聞きたいのは、将来についてどのようにお考えですかぐらいでどうですかね。

座長(宮平) どうぞ、藁科さん。

委員(藁科) 同じです。何が必要だとお考えですかではなくて、どのような将来像をお持ちですかというような、そういう問いかけでどうかなと思います。

座長(宮平) もう1つ提案しましょう。

今、③の方に沖縄市は国際観光文化都市を言ってますけれども、大項目3の方に入れたらどうですか。沖縄市は将来のまちづくりとして、国際観光文化都市を目指していますけれども、そのまちづくりについてという形で、①沖縄市の課題を挙げてください。②沖縄市の活性化に何が必要だとお考えですか。③市の将来像について何が必要だと思いますか。という形にしたら、この②と③も入れ替えた方がいいのかなと思ったりもしますが、将来像が出てきて活性化が出てくるのかなということではいかがでしょうか。

副座長(島田) 賛成です。というのは、これ国際観光文化都市という言葉を入れるか、入れないかは、あまり関係ないというか、こんなふわっとした計画で、いいまちにしようとしているのと一緒ですから、発展させようといっているものだと僕は読めるものですから、おそらく受け取る側は、答えにそう大きな違いは出てこないと思うものですから、これでやりませんか、というところです。

国際観光文化都市という言葉が入ってもいいと思いますし、これを東部海浜という、そこまで限定すると別問題になりますけれども、国際観光文化都市というものに関しては、入るという話なら入っていいし、このままでいいと僕は思ったけれども、入ってもいいんじゃないですか、皆さん。

座長(宮平) もう1回繰り返します。

私からの提案ですけれども、沖縄市の将来のまちづくりについて沖縄市は国際観光文化都市を目指していますけれども、皆様のお考えについて答えてくださいという形でやって、①沖縄市の課題を挙げてください。②として③を持ってくるわけですね。市の将来像について何が必要だとお考えですか。そして、③沖縄市の活性化について何が必要だと考えますかという形で流れをやるとどうでしょうかという提案です。あくまでも提案です。

よろしいでしょうか。

委員全員 はい。

事務局(安慶名) もう一度お願いします。

座長(宮平) 大項目の3、沖縄市の将来のまちづくりについて、沖縄市は国際観光文化都市を掲げています。将来のまちづくりについてお聞かせください。①沖縄市の課題を挙げて

ください。これは原案どおり。そして、今あります②と③を入れ替えます。②市の将来像について何が必要だとお考えですか。そして③沖縄市の活性化について何が必要だとお考えですか。

事務局(安慶名)

わかりました。

座長(宮平)

という形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員全員

はい。

座長(宮平)

では、続いて、もう1つ。これ事務局からの提案ですけれども、今、言いましたこの調査票は後で出てきますが、団体に送りますけれども、ホームページ上にも掲載したいという提案があります。もちろん団体レベルでお願いしたいということで、もし興味ある団体がありましたら自由に書き込めるような形で、ホームページ上でも公開したいということなんです。団体に限ってですね。もちろんこれもルールがあります。誹謗、中傷、その他の、要するに、個人攻撃とかその辺とか、本会議のルールがありましたけれども、それにのっとった文言だけ採用するという形にするということです。これは提案ですが、いかがでございましょうか。賛成でしょうか。

委員全員

はい。

座長(宮平)

では、ホームページ上での掲載もお願いしたいと。ただし、何度も言いますけれども、誹謗、中傷、その他、相手の不利益行為とか、そういったものでなく、純粋に客観的なデータを載せるということで、団体に限るということでお願いしたいと思います。

次に、資料-4ということで、これまでは東部海浜開発事業について沖縄市に色々ご意見等を賜っております団体等に聞く質問票ですけれども、今度は国と沖縄県への質問事項ということで、文言を考えたということです。質問内容ですね。

これは、こちらにありますように、関連図、「人工島事業の理解のために」から出た疑問等、また、これまでに会議の中で出ました疑問から抽出し、勉強会により作成いたしました。

項目については、これはあくまでも事業主体が国・県ということで、例えば沖縄市のミッションですので、国・県については責任追及、判断する内容であってはいけませんということがあります。また、これも月曜日に発送いたします。修正箇所があれば、今日中に修正し成案としたいと思っております。

では、まずフォーマット、流れを見てください。

勉強会で質問事項を作成します。それで今日の会議で内容が成案として国・県へ流れます。回答が出てきて、聞き取り調査の質問事項を作成し、全員参加で国・県へ質問するというのでやりたいと思っております。

目的。これは先ほど出ましたけれども、泡瀬地区公有水面埋立事業について知るのが目的となっています。結果を公開すると。

次のページをあけてください。

これは、東部海浜開発事業に対しての疑問を解くための国・沖縄県への質問事項としての案です。★印は、これ「人工島事業の理解のために」を読んだこの委員会での疑問です。○は当初の疑問、関連図からの疑問になっています。□は第7回検討会議までに出た疑問となっています。

とりあえず、まず関連図の方をちょっと見ていきましょうか。関連図の方に移動し

てください。

(関連図のテーブルへ全員移動)

座長(宮平)

こちらにありますように、防災対策であるとか環境保全とか、見直しがあったのか、人工干潟は可能なのか。国とか県は、干潟ができるといってるから人工干潟は大丈夫だと言っているが本当なのか。こういった問題ですね。

あと国・県の役割ですね。何でここでなければ駄目なのか。どれだけ利用できるのか。そういった港湾地区の問題点もあります。

あと、沖縄県が県土の開発を、中部地区、中部圏域、そして沖縄市についてどう考えているのか。こういった問題点を考えていきたいということですね。

それと、今までの会議の中で出てきた問題点を探っていくという。ですから、この部分とこちらの部分。そして事例ですね。

あとは、影響要因をどういうふうに考えているのか。環境調査の結果はどうだったのかですね。出島方式でいいと言ってるけれども、調査との関連性はどうかという質問になってきます。こういったところを聞くことになっています。

では、また席に戻っていただけますか。

(委員全員着席)

座長(宮平)

よろしいでしょうか。

まず、1として国における東部海浜開発事業の位置づけを教えてください。2として、沖縄県における東部海浜開発事業の位置づけを教えてください。

これは、沖縄県としての本事業に対する意見。広域としての都市計画デザインとしての東部海浜開発事業の位置づけ。そして、沖縄市の未来像との関連を知るための質問項目となっています。

次に3として、泡瀬地区公有水面埋立事業について教えてください。

(1)泡瀬干潟の面積とその考え方について教えてください。ここは、これは市民団体等にも聞きますけれども、干潟面積や干潟の捉え方が統一されてないため、東部海浜開発事業の争点があいまいになっていますので、争点を整理するため、すべての団体に質問していくということです。

(2)新港地区の航路浚渫土砂処分の方法として、泡瀬地区での埋立以外の方法を検討したことがあるのかということですね。これは、どうして新港地区の浚渫土砂の処理がこの位置に埋め立てられるようになったのかということなんですね。あともう1つは「人工島事業理解のために」、88番目「必要最小限」という言葉が出てきましたけれども、この位置が、そしてこの大きさがベストなのかということが聞きたいということですね。

埋立目的が浚渫土砂の捨て場だったら、別にここでなくてもいいんじゃないかというふうな疑問点が出てました。そういった関連の質問です。

(3)埋め立ての面積の算定方法について教えてください。これは、まず「人工島事業の理解のため」の中に出てきましたけれども、この面積がどうしてそういうふうに出てきたのかということですね。また、その埋め立て必要量と浚渫土砂量がなぜ一致するのかということを考えてほしいということですね。

次に、(4)工事についてですね。新港地区の埋め立ては航路の浚渫土砂を使わずに、残土や購入土砂を使用したと聞いてますけれども、その理由を教えてください。

これは、同じく「人工島事業の理解のために」から出てきたんですが、土砂の質が悪くて新港地区には使えなかった土砂を使って埋め立てるといふような話があったわけですね。そういった話と、後から地盤沈下しないのか。工法の問題ですね。

そして、疑問点として出た関連図からの問題ですけれども、土砂の品質は埋め立てに適しているのか。土砂はどれだけ利用できるのか。これは最初の質問、土砂の品質は埋め立てに適しているのかとの関連で出てきます。

そして、なぜ FTZ の浚渫が新港地区と同時にできなかったのか。これは、計画の問題点ですね。

そして、「人工島事業の理解のために」からは、7 番目の質問として埋立地の地盤は本当に大丈夫なのか。これは埋め立て工法の問題です。

2 ページ目をあけてください。

出来上がった人工島についての工作物(護岸・堤防・岸壁等)の考え方について教えてください。これ、防災との関連です。そこで防災対策はできているのか。防災対策は誰がするのかということですね。

泡瀬地区公有水面埋立事業のスケジュールを教えてください。これは先ほどの 4 の①なぜ FTZ の浚渫が新港地区と同時にできなかったのに関連するんですけれども、そういうふうなスケジュールと、あと浚渫土砂の年次計画があるのか、どうなのかとの関連性が出てきます。

④泡瀬地区公有水面埋立事業に関して、様々な環境対策のため当初予定していた総事業費を超えることはなかったのですか。超えた場合、国が県に土地処分をする際、処分単価に上乗せされるのかどうかということですね。

つまり、当初の規模よりも色々と工事が中断して、トカゲハゼの産卵のために中断された部分もあるわけですけれども、そういった場合に予算というものはどうなっているのか、費用はどうなっているかということからこの質問が出ています。

2 つの質問ですね。

現在、想定できる国・県の総事業費はどうなっているのか。

環境配慮のためにかけられた費用はどうなっているのか。様々な環境対策費用等で、当初の予算をオーバーすることはないのか。また、その負担は。要するに、この土地を買うことになっている沖縄市にふりかかってくるのではないかということになるわけですね。そういったことを質問したいということですよ。

(5)土地の処分について教えてください。

①沖縄県と沖縄市が結んだ協定書の第 4 条について、沖縄市から土地の購入については土地利用の目処がついてから、県から土地を購入すると聞いています。同協定書の第 4 条について詳しく教えてください。これは、「人工島事業の理解のために」の中での土地購入について、需要ごとに売却するスキームになっているけれども、売れない土地は国・県の負担になると理解してよいのか。その場合、県の財政に影響を与えることはないのかという質問と関連することになってくるわけですね。

(6)人工ビーチについて現在の進捗状況と概要を教えてください。これは、「人工島事業の理解のために」からの質問ですけれども、自然海浜に類似した砂浜があって、その砂浜が成功事例として載っているわけですけれども、それとの関連性ですね。

そして、またこれは泡瀬地区、例えば比屋根湿地との関連性もあるんですけれど

も、自然型護岸が建設するというのがあったんですけれども、その効果についても知りたいということからの質問になっています。

(7)沖縄市が埋め立ての中止及び計画変更を求めた場合にどういう対応が予測できますか。

これは、3つの疑問が出ていました。埋立範囲を縮小することは可能なのか否かということですね。

市の決定が国に反映させることはできるのか、できないのか。

行政ルール上で市が事業に不参加の場合、何が起こるのかということを知りたいということですね。

(8)環境保全対策について教えてください。

①計画アセスと事業アセスの手続きについて教えてください。

これは、スケジュールとも関連しますが、スケジュールの中に環境アセスというのが2種類あるんですけれども、事業直前(埋立を前提としたもの)とした環境アセス、計画段階(港湾計画策定時)のアセスがあったんですけれども、どっちのことを言っているのかということですね。

その際、環境省はどのように関与してきたのか。

環境影響評価が正当に行われたかどうかということですね。それについて教えてくださいということですね。

②同事業が始まる前と、工事中と現在の自然環境の変化した部分について教えてください。また、事業終了後はどういった自然環境になると予測されているか聞かせてくださいということですね。(潮流・生物・水路部等)環境保全の長期的な計画を教えてください。

環境影響評価書の概要(水路部分の海流、200m沖合いにした理由など)について教えてくださいということですね。これは、潮流の変化。これは「人工島事業の理解のため」の中から出てきた質問です。潮流の変化があるのか、ないのか。陸域と島の間水路部分の海水流動のシミュレーションを行っているのかということですね。

次、環境保全の長期的な計画があるのか、ないのか。あったらそれを教えてほしい。あと、環境アセスメントの評価書はどうなっているのかということですね。そして、人工ビーチ等による漁業への影響はあるのか、ないのかということですね。

③環境に与える影響を少なくするために200m沖合いの出島方式をとったと聞いてますが、その根拠について。これは先ほどの②と関連しますが、教えてくださいということですね。これも「人工島事業理解のために」の中で出てくるんですが、「人工島事業の理解のために」に掲載している200m沖合いなら自然環境への影響を極力抑えられるとあるんですけれども、その根拠は本当にどういうふうな根拠なのかということを知りたいということですね。

次、環境についてどのような配慮を行ってますかということですね。これは以下3つほど出ています。

環境保全対策はどのようなことが考えられているのか。全体像、個別事例ですね。そして、「人工島事業理解のために」の中からの質問。

環境調査の項目はどのようなものがあるのか。

一般的な埋立工事は何を配慮して行われているのか。特に今回の泡瀬地区の埋立事

業については何に配慮して行っているのかということを知りたいということですね。

⑤事業によって生み出される人工干潟は、喪失する干潟の面積と比較するととても小さい気がするんですが、既存の干潟が担っている役割をどれだけ担っていけるのですかということですか。これも「人工島事業理解のために」から出てきている疑問点です。事業によって生み出される人工干潟は、喪失する干潟の面積と比較するととても小さいということですね。

そして、新港地区に人工干潟とあるけれども、あれを干潟と呼んでいいのかということですね。

⑥比屋根湿地も含めて周辺環境整備の具体的な内容について教えてください。これは4つの疑問を解くための質問です。

人工島事業の理解のためにあるんですけれども、周辺環境整備は埋め立てに関係なく今すぐできることではないのかということですね。

そして、周辺環境整備のイメージ図、広い護岸・駐車場に必要な土砂はどこから出てきているのか。これ単なるイメージ図なのかということですね。

そして、護岸の整備は誰がするのか。維持管理は誰が行うのかということですね。これは、管轄の問題が大きくかかわってきます。

そして、比屋根湿地はなぜ陸地化しているのか。これはもう既に理解できていると思いますので、後で済みにしたらいいかなと思っております。

⑦環境保全・創造検討委員会と環境監視委員会の概要について教えてください。(目的、役割、情報公開の方法や継続期間等)についてですね。

委員会や専門部会等の組織はどうなっているんですかと。

環境保全・創造検討委員会と環境監視委員会の目的と役割はどうなっているんですか。

両委員会の情報公開の方法と継続期間(埋立後も存続するのか否かということですね。

次に、⑧トカゲハゼのために4カ月も工事をとめる必要があるのか。

これも、干潟の82%は残ると言ってるのに、トカゲハゼのために4カ月も工事をとめる必要があるのか。82%残るんであれば、そこでトカゲハゼが生き残ればそれで済むんじゃないかというふうな理由等も含まれていると思います。

⑨貴重な生物の生息環境をしっかりと保全するために、どういうことを行っているのかということですね。ここは貴重な生物の生息環境をしっかりと保全することを約束し、事業実施の合意形成が図られたとあるんだけど、「約束」とは一体どういうことなのか。責任を取ることだと思っただけだけど、誰がどういう形で責任を取るか教えてほしいということですね。

⑩貴重な生物について対応を教えてください。新種やRDBに載っているものも含めてですね。これは2点ですね。「人工島事業の理解のために」から出てます疑問点ですね。

最近新種が出たり貴重な生物が出てきたりしたときに、計画を変更しようとしなかったのか、試みたのかということですね。新たな希少動物種の保全は埋め立てによる影響を考慮する必要はないのかということですね。

⑪生物の調査に関して生態系を乱すリスクについて教えてください。

これは、「人工島事業の理解のために」で、埋め立てでは壊されなかったけれども、調査では生態系を乱す危険性があるからやらなかったという文言があったんですけども、何でも、何でそんな意見が出てくるのかということですね。

⑫自然藻場の遷移について教えてください。減少しているようなんですけども、原因は何ですかということで、これも「人工島事業の理解のために」で出てきているんですが、工事着手後に全エリアで海草が減少しているが、「人工島事業の理解のために」ではだいぶ影響を受けていると出ているんですけども、工事が原因ではないのかということですね。

⑬埋め立てをする区域の藻場についてどういう対応をとっているのか。

⑭藻場の種類についてどういうことを行っているのかということですが、これは「人工島事業の理解のために」の中から7つの疑問点と関連しています。人工島ができてしまうと海流が変わってしまいますけれども、これシミュレーションの問題がありますが、仮に埋立前に移植が成功しても、埋立後もよい状態が続くのかということですね。

次に、新港地区の西防波堤背後にできた藻場とあるんですけども、これは意図的にできたものなのか、偶然にできたものなのかということですね。

藻場が形成されるための条件の分析はなされているのか。

海草の手植え移植実験の場所・面積は妥当性があるのか。

手植え実験は失敗との情報もあるけれども、本当なのか。

次に、工事着手後にすべてのエリアで海草が減少しているが、工事が原因なのか。あるいは、台風で被害を受けた場合なのかということですね。

そして、台風被害を受けた移植地はその後どうなっているのか。何も生えないのか。

次、(9)県包括外部監査人からの報告書にこの事業についての指摘があったと聞いています。その報告内容について教えてくださいということですね。

事業効果に見合った必要経費と、その認識は包括外部監査人の報告と齟齬があるのではないかと指摘されているがどうなのかということですね。

そして、4. 新港地区。

(1)新港地区の概要について教えてください。(目的、経緯、現在の土地利用の状況、FTZ区域の土地利用の状況、今後の見通し等)これは、次の6月の視察で大方わかるとおもいます。

FTZ区域の土地利用がまだあまり進んでないとあるが、その原因と当初の見通しはどうだったのか。

FTZ区域の土地利用があまり進んでないのは航路浚渫がされてないからだということけれども、それだけなのか。

那覇地区のフリートレードゾーンの問題点は分析・解消されているのか。

FTZをどう生かすのか。その活用方法・ビジョン、FTZ浚渫後の入居企業の見込みはどうなっているのか。

浚渫をしない場合の想定はあるのか。

県としてもFTZ新港地区の計画見直しの必要があるとの報道があったけれども、県関係者の意見はどうなっているのか。

そして、これはこれまでの経緯から出てきますけれども、新港地区の活用は可能か、ビジョンはどうなっているのか。国や県の役割はどうなっているのか。

新港地区の利用状況と国や県の役割はどうなっているのか。

新港地区の変化、経緯はどうなっているのか。国と県の役割はどうなっているのか。

FTZ の中止・変更はあり得るのか。国・県の役割はどうなっているのか。

(東部海浜開発事業の目的を達成するためには)新港地区では駄目なのかということですね。

(2)新港地区にある特別自由貿易地域と那覇地区にある自由貿易地域との違いについて教えてください。これは、那覇地区のフリートレードゾーンとの違いは何なのか。

那覇地区のフリートレードゾーンは活用されてない。失敗と聞いているけれども、じゃ中城湾港は本当に大丈夫なのか。

那覇地区のフリートレードゾーンはあまり機能してないと聞くけれども、その見通しはどうなっているのかということですね。

(3)新港地区は泡瀬地区と同じ中城湾港にあり、同じ出島方式をとっており、既存陸域と人工島の上に水路があります。その水路部の水質や土壌は埋立前と埋立後の変化を教えてください。

新港地区の水路の水質・土壌のデータがあれば、それを知りたいということですね。

5. その他として、(1)新港地区にある自然護岸は人が近づけないようなところがあるけれども、その理由は何なのかということですね。これは「人工島事業の理解のために」からですけれども、自然型護岸には誰も行けそうにないことにやっているじゃないかという部分を知りたいということですね。これも実際に見てみますので、それとの関連でわかってくるかなと思います。

(2)新港地区における自然型護岸の効果について教えてください。

自然型護岸の効果をお泡瀬地区で整備されるとあんだけれども、自然型護岸が本当に効果があるのかどうかを見てみたいということですね。

(3)公有水面埋立法を一般市民にわかりやすく説明するための試みや努力をやってますかということですが、公有水面埋立法の理解不足を指摘しているが、これは「人工島事業の理解のために」あるわけですが、公有水面埋立法(行政的に問題がなくとも、市民の生活に支障があればそれは問題だろうと思われる)けれども、一般市民にわかりやすく説明するために試みはどのようなふうになされているのか。同様の議論はおそらく環境調査データでも起こりえるけれども、個人的には最も重要な課題だと位置づけているというふうなことが出ております。

ざっと読ませていただきましたけれども、審議に入る前に休憩をとりますでしょうか。

それでは、45分からまた行いたいと思います。今、35分ですので10分ほど休憩したいと思います。

(休憩)

(再開)

座長(宮平)

それでは、時間となりましたので開始したいと思います。

まず、これは案ですので、もう既に解決済みのものも幾らか含まれていると思いま

すけれども、解決済みのやつからやりましょうか。そうした方が少ないと思います。

では、委員の皆さんから見て解決済みのものはどれがありますか。解決済みのところがあつたと思います。

委員(大田) ⑧は削除できると思います。

座長(宮平) ⑧という。トカゲハゼ。4 ページ目の、トカゲハゼのために4 カ月も工事をとめる必要があるのかということですが、これは前見たときに説明を受けたと思うんですけど、これは済みでいいですか。どうでしょうか、ほかの委員の皆さん。済みですね。では、済みにしてください。後で印鑑を押しましょうね。

3 ページの⑥比屋根湿地が陸域化しているというのも、ここもどうですか。今すぐできることではないのかということですが、既に県の方としても周辺整備事業をやるというふうな説明を受けてますし、護岸であるとか、駐車場というのは今あるところを整備するということでしたし、誰がするのかということは県の方がやるということだし、陸域化するというのはあそこの湿地にマングローブを植えたために陸域化が始まったという説明もあつたと思うんですけど、これどうでしょうか。

皆さん、どうですか。理解のほどはよろしいですか。

ですから、3 ページの⑥も済みですね。どうぞ。

委員(大田) 1 ページの3 の(2)とか。

座長(宮平) 1 ページの3 の(2)新港地区の航路浚渫土砂処分の方法として、泡瀬地区での埋立以外の方法を検討したことがありますかと。

委員(大田) 要は、これはもう埋め立ての要望と考えるときと、浚渫土砂というのが合致したということがわかった。

座長(宮平) 要請したことと国の浚渫事業に。

委員(大田) 当時は合致していたと。ですから、3 の(2)と(3)も必要ないのかなと思いますね。

座長(宮平) どうでしょうか。

委員(大田) 例えば人工島埋立必要と浚渫土砂がぴったり一致するというか、需要と供給が合致したときの話だから。

座長(宮平) これは、おそらく浚渫土砂を掘ったときの技術的なことを聞いているのか、それともどういったことを聞いているのかということですが、これはどなたが。

委員(岩田) 僕です。

座長(宮平) どうですか。疑問は解けましたか。

委員(岩田) そうですね。まさに需要と供給の関係。ただ、ここの公式に聞いて文書なり残した方がいいのかなと。2 番の方ですけども。

座長(宮平) 要するに、そういう意味で正式な文章として残したいということで質問したいということですが、委員の間では大体わかつたということですね。

委員(岩田) そうです。

座長(宮平) どうしますか。済みを押しますか。それとも、残して聞きますか。聞くということは問題ないかなということですが。

(3)の方は今大田委員から説明がありましたように、沖縄市の方で埋め立ての推進をやった経緯で、そしたら FTZ の浚渫土砂という形で入ってきたということで、一致したということでは間違いはないと思うんですけど、この辺はどうですか。聞きますか。

少しでも疑問が残っていたら聞いた方がいいですよ。聞きますか。

では、とりあえず(2)と(3)は委員の間ではほとんど済みなんですけれども、残すと。正確を期したいということで聞くということですね。

副座長(島田)  
座長(宮平)

そうですね。言葉をかえると、理解はしたが、あえて主体者の言葉で聞きたい。確認したいということですね。

あと他に、既に出来上がったところとか、わかったところというのはありますか。

例えば3ページの④、一般的な埋立工事と違って特に配慮しているところは。これは事業主体の説明で二重防止膜を張っているであるとか、石材なんかは洗浄しているというふうなことで配慮しているという。配慮しているから自然環境にやさしいのとは別としてですよ。というのはあったと思うんですけども、これも一応聞きますか。聞きましょう。

委員(大田)  
座長(宮平)

3ページの⑥の82。

これは陸地化した。これはもう済みということで。77はどうですか。これもやっぱり聞きますか。

委員(比嘉)  
座長(宮平)

⑥自体、済みではないですか。

⑥自体は県の方で周辺整備事業をやるということと、比屋根湿地の復元化を進めるということ。そういったのは聞いたと思うんですが、もう1回聞きますか。いかがいたしましょうか。正式な回答を得るということで、一応済みだけでも、言葉として残したいという岩田さんの意見を踏襲したいと思いますが、いかがでしょうか。こちらの方としては済みですけども。

他に何か済みのところありますか。

他になれば、この内容でいいのか否かということをご審議していただきたいと思います。質問項目ですね。これも、月曜日には国・県の方に発送しますので、今日の段階で成案としてまとめたいと思います。なお、これ勉強会の方で何度かもまれて出ております。

委員(藤田)  
座長(座長)

別紙で何か質問追加事項みたいな。

これは、とりあえずこっちから。これは伊良部委員の方から後で出てきますけれども、まずはここを決めていただいて、次に追加すべき項目ということで考えたいと思います。分けませんとちょっと混乱をきたしますので、まずはこの質問項目でいいのか、いけないのかということですね。これをベースにして、その上に次に追加事項という提案がありますので、そこにいきたいと思っております。

副座長(島田)  
座長(宮平)

よろしいかと思えます。

どうでしょうか。他に。

では、とりあえず4ページの「⑧トカゲハゼのために4カ月も工事をとめる必要があるんですか」ということ以外の、国や県の正式な回答を得るということで質問するという質問事項を、これを第1案としたいと思います。

次、続きまして、これをベースにして伊良部委員の方から追加した質問が出ておりますので、その辺について伊良部委員の方から趣旨を説明してください。

お手元の資料への追加。伊良部委員、お願いします。

委員(伊良部)

追加要望として出ささせていただきましたのは、国・県の役割というのは、ただ単に

埋め立てをするということ。いわゆる FTZ の埋め立て目的ということではなくして、この埋立理由書の中には東部海浜開発事業の計画のあり方についても書いているわけですよ。ですから、沖縄市と沖縄県・国という形でこの事業を進めているというところから考えますと、これは単に FTZ だけでなく、いわゆる利用計画そのものについても問うべきではないかということから、私は追加質問ということで出させていただきました。

座長(宮平) 伊良部さん、ちょっと聞きづらいんですね。

委員(伊良部) 先ほどの話をもう 1 回話します。

私の方で追加という形で出させていただきましたのは、この浚渫土砂の埋め立てというのは、ただ単に国・県はそれだけにかかわっているのではなくて、皆さん、前回お読みになりましたこの埋立理由書にございますように、その中には浚渫土砂と、それから今回の事業の目的である東海岸を中心とした沖縄市、中部圏域の活性化ということを目的としてこの事業が進んでいるわけですよ。この理由書の、開発の事業に関しましては、これは沖縄市、沖縄県、それから国が関与して作成をしたというところから考えますと、当然これは、この埋立計画については、私は国・県に対しても問うべきではないかということからこの追加という形で出させていただきました。

座長(宮平) 国・県の役割は埋め立てだけではないということによく理解できるんですけども、具体的な項目についてちょっと説明していただけますか。1 ページ目の方から、■になるのが伊良部さんが追加しているところなんですけど、それについて説明してください。なぜこの質問を行いたいのかということですね。

委員(伊良部) ここで私が追加で書かせていただきました沖縄県における東部海浜開発事業検討会議の位置づけということではなくして、1 番目の東部海浜開発事業の位置づけを教えてくださいということで、沖縄県としての本事業に対する意見があったりとか、あるいは広域としての都市計画ランドデザインであったりとか、あるいは沖縄市の未来像というふうにして設問を設けているわけですけども、当然そうなりますと、これは沖縄県全体でこの事業と密接に関係があるというふうに考えてまして、以下、3 つのような設問をさせていただいております。

まず、これは時代がどんどん進んでますので、現在、県といたしましては、1,000 万人の観光を掲げているわけですよ。ですから、当然、今回の東部海浜開発事業というのは、これは沖縄市の国際観光文化都市構想ということも 1 つの事業として位置づけているわけですので、当然これはリンクをしているというふうに私は解釈をしています。ですから、これについてどのように国・県は考えているのかということで、これを書かせていただいております。

それから、次の事業目的の振興・活性化の 1 つとして、海洋性レクリエーション拠点計画しているが、港の周辺が浅く、緊急時にどこからでも入れないような埋立地がマリン拠点として最適といえるのか。当然、これは今回の開発計画の中にマリン構想であったり、ホテルであったり人工ビーチということも 1 つの目玉として国際観光と言っているわけですので、その辺についてはやはり問いかけをしたいということで書かせていただいております。

次に、国・県、沖縄市が共同で作成した「人工島事業の理解のために」の埋め立て

を必要とした事業計画及び報告書の中に、住宅地や公共施設、広場など挙げているが、世界的に貴重な生命が生息する干潟を埋め立てをするに値する事業であるかということも、これは当然問うべきではないかというふうに思っています。以上の3つを追加という形で書かせていただいております。

座長(宮平) 伊良部さんの提案についていかがでしょうか。各委員の皆さんのご意見を賜りたいと思います。

委員(大田) 入れた方がいいんじゃないですか。

座長(宮平) 大田さん、その理由についてお聞かせください。

委員(大田) 疑問を解消して、それを精査していけばいいわけですから、疑問が残っているのであれば解消を望むというのは、正しいと思います。

座長(宮平) 例えば、県経済のリーディング産業である観光客 1,000 万人目標というのと、東部海浜事業ということなんですけれども、1,000 万人というのは、これは今の仲井眞さんが掲げている事業ですよ。ですから、東部海浜開発事業が制定されたときにはそういう考え方はなかったはずなんです。ですから、そうすると齟齬が生じるんじゃないかなというふうに考えるんですけれども、その辺いかがですか。

委員(伊良部) 先ほど申しましたように、こういう大型事業というのは、以前のような、もうおかしいと、おかしくても、やはり決まった以上はやらざるを得ないような、そういうふうな時代ではないというふうに私は理解しています。

当然、この事業者のほうも大きく動いていくというふうに考えています。これは、1,000 万人観光というのは仲井眞知事ですけれども、その前段としまして 650 万人の観光というのも、これは振興計画の中で県はうたっているわけですので、当然全部つながっているということを考えていった場合に、やっぱり 1,000 万人観光ということ置いておいても、当然これは沖縄県が進めている国際観光と、それと沖縄市が進めている国際観光。これは全部つながっているものというところから、浚渫土砂とその活性化というところから、今回の事業は、この中に当然含まれているというふうに私は理解していますので、問いかけをすべきではないかというふうに考えております。

座長(宮平) そうすると、新たな目標が出ているので、その東部海浜開発事業についても、その目的であるとか、利用方法についての変更は必要であるということと考えてよろしいですか。

委員(伊良部) 変更が必要かどうかは、これは私が判断することではないんですが。

座長(宮平) いやいや、そうではなくて、そういうふうな施策の1つと考えられるということは、要するに、この東部海浜開発事業の目標達成のときに 1,000 万人構想というのはなかったわけですよ。そうすると、その 1,000 万人の目標を掲げているんだから、当然、東部海浜開発事業も、その計画書の施策の1つとしてなり得るわけだから、新たな項目として、東部海浜開発事業も、今までなかったわけですよ。その中の一翼を担うようなものをやるべきであるとうふうに、伊良部さんとしては考えているわけですよ。

委員(伊良部) ここで私の私見を言うというのは、これは適当ではありませんから、そうではなくして、もし例えば県であれば、今、仲井眞知事が言っている 1,000 万人の観光の施策と、この東部海浜はリンクしません。それでもよろしいと思うんです。ただ、以前から総合計画の中で沖縄県はこの国際観光、観光振興計画についてはずっと掲げてきて

いるわけですね。沖縄市も当然そういうふうな流れになっているわけです。

ですから、それからいきますと、私は当然 1,000 万人観光と関係がないかもしれませんが、沖縄市の掲げる計画と沖縄県が掲げる総合計画というのは当然つながっているものというふうに理解をしますので、その辺の考え方について、ここで問いかけてみたいという意味です。

座長(宮平) ということです。いかがいたしましょうか。どうぞ。

委員(大田) そのまま出していいと思いますよ。県とか国だとしても、1,000 万人の目標掲げている。東部海浜、目標達成の施策の 1 つと考えますか。「はい」とか書かれると思います。実際に、具体的に何を根拠にということ、その辺が出てくるかどうかは別として、それはもう疑問点を全部出して、相手がどう答えてくるかというのを見ることだって、1 つの考え方だと思います。

座長(宮平) という意見です。いかがですか。どうぞ、藁科さん。お願いします。

委員(藁科) 私も大田さんと同様、入れていいとは思いますが、質問の仕方を少し。今のこの設問だと、イエス・ノーだけを答えを出す可能性もあるので、おそらく伊良部さんは、その先の理由なり、根拠なりを聞きたいとなると、もう少し位置づけを教えてほしいとか、あと、こういった場合レクリエーション施設として最適といえるのかではなくて、こういう状況だから、それについてどういう対応を考えているのか。そういうような状況についてどう考えているのかという考えを打ち出すのに少し修正をかけたらいいのではないかと思います。

座長(宮平) 伊良部さん、いかがですか。

では、文言を変えたいと思いますが、県経済のリーディング産業である観光は 1,000 万人を目標に掲げているが、東部海浜事業も目標達成の施策の 1 つになるのか。どうします。目標達成の施策となるとお考えですかにしますか。

藁科さん。目標達成の施策の 1 つとお考えですかにしますか。

委員(藁科) 目標の中での東部海浜開発事業の位置づけを教えてくださいとかいうのはどうですか。

座長(宮平) 目標達成のための東部海浜開発の位置づけをお聞かせください。

記録できましたでしょうか。1,000 万人を掲げているが、目標達成と東部海浜開発事業の位置づけを教えてくださいということで。

事業目的の振興・活性化の 1 つとして、海洋性レクリエーション拠点を計画しているが、港の周辺が浅く、緊急時にどこからでも入れないような埋立地がマリン拠点として最適だといえるのか。これはどう修正しますか。

委員(藤田) これは、防災上の問題を指摘しているのではないですか。

委員(伊良部) 防災上ではなくして、計画の中にこの中からマリン拠点ということを計画として挙げているわけです。ですから、この中で私が設問で聞きたいということで、ここに入れさせていただいております。

座長(宮平) ですから、藤田さんがおっしゃっているように、防災上の見方もできるんですけども、海洋性レクリエーションの 1 つの機能としてマリン拠点というのがあるんですけども、その中の 1 つとして安全性、つまり緊急避難的な入り口が必要なんだけれども、いざとなると航路が 1 つしかないわけですね。その辺大丈夫なのかということなんですよ。

港の周辺が浅く、航路が1つしかないがマリン拠点として最適でしょうかという形でどうでしょうか。港の周辺が浅く、航路が1つしかないので、緊急時にはマリンが入ることができないと考えられるが、その点についてお考えをお聞かせくださいという形にしましょうか。

安慶名さん、記録できました。

事務局(安慶名)

今の部分をもう一度お願いします。

座長(宮平)

港の周辺が浅く、航路が1つしかない場合には、緊急時には埋立地のマリンへの入港ができないが、その点について考えをお聞かせください。

副座長(島田)

聞きたい内容としては、伊良部さんいいですね。

委員(伊良部)

いわゆるマリン拠点として最適かということです。

座長(宮平)

次が、国・県、沖縄市が共同で作成した「人工島事業の理解のために」の埋め立てを必要とした事業計画及び理由書の中に住宅地や公共施設、広場などを挙げているが、世界的に貴重な生命が生息する干潟を埋め立てをするのに値するのかどうか、理由をお聞かせください。

これは位置づけになるのかな。

副座長(島田)

これ平たく言うと、ここまで犠牲を払ってやることなのに、普通の住宅をつくるんかいという話はおかしいだろうと。こう聞きたいわけですね。

座長(宮平)

どうぞ。

委員(大田)

とりあえず聞くだけ聞いた方がいいと思います。聞くだけ聞いてください。駐車場、公共施設、広場ということなんですけれども、これはまた次の話ですから、とりあえず聞くだけ聞いてみた方がいいと思います。今後、市民意見を取り入れて計画に反映させていくということは、今後のプランについて、市当局側からの話もありました。とりあえず聞くだけ聞いた方がいいと思いますね。

座長(宮平)

次、3の方、伊良部さん。3の①

委員(伊良部)

下の3の①の話ですね。わかりました。

これは、ここにいる委員の皆さんも多分聞きたいことではないかと思うんですけども、今回の開発計画の中で国際級のホテルをつくろうとか、そういうふうな計画を挙げているながら、その新港地区の埋立地には浚渫土砂が適さないということで、泡瀬干潟ではそれを使うということをいっているわけですので、それについて2つ挙げています。

新港地区の埋め立てに使いなかつた浚渫土砂が、なぜ泡瀬干潟ならよいのかというふうに、これを設問として追加できればというふうに考えております。

それから、新港地区の埋め立てに使える質の悪い土砂を使って、国際リゾート拠点にふさわしいホテルがつけられるのかと。これは先ほどの繰り返しになりますけれども、それを承知で企業はホテルを建設するのかということ、この2つを設問としてお聞きしたいということで追加で出してあります。

座長(宮平)

これについていかがですか。

私は、これは土砂の品質は埋め立てに適しているのかの中に含まれているような気がするんですが、要するに、埋め立てに使えるのか、使えないのかということをお聞いているわけですね。聞いても問題はないと思うんですけども、いかがいたしますか。聞きますか。他の委員の皆さんは？

賛成は、今3人ですね。あとの委員の皆さんはいかがですか。

委員(比嘉) 聞かないでという理由が見当たらない。

座長(宮平) ですから、新港地区に使いなかつた浚渫土砂がなぜ泡瀬干潟になったらいいのかというのは、土砂の品質は埋め立てに適しているのかということを行っているんじゃないかということで今聞いたんですけどね。同じようなことを聞いているのかなとも思ったりしますけれども、重複してもいいですか。

はい。

座長(宮平) では、次いきましょう。

(6)人工ビーチについて。伊良部さん、お願いします。

委員(伊良部) すみません。これ、全部私の分だけといたしますか。

座長(宮平) 一応出していただいたんで、出した方がどのようなことでそれをお出しになったのかなと。私は説明できませんので、お願いしているんです。

委員(伊良部) 1人でたくさんの追加を出してしまいまして。やはりこの事業そのものを深く知りたいというところから、あえて色々追加して質問しておりますけれども、皆さんでご検討いただければというふうに考えています。

(6)の方は、人工ビーチについて現在の進捗状況と概要を教えてくださいということなんですが、この設問の中では、なかなか当てはめにくいところなんですけれども、これはそういう形で聞きたいところをあちこち入れたということでご理解をいただければというふうに思っております。

ここで私が書いてあるのは、国際観光はリピート率の成否を握るといわれているが、計画の人工ビーチはリピーターとして観光客を呼べると考えているのか。その根拠を示していただきたいということをお聞きしたいということで、追加で要望として出してあります。

座長(宮平) これはどうでしょうか。

委員(比嘉) 全体的にいえるんですが、今とても具体的なことを全部聞いていると思うんですね。この設問では、割と大まかな見出しという部分で、当然ヒヤリングが前提なので、さっきのお話ではないんですが、ここまで細かく載せるのか、今のレベルで大まかなことを書いて、ヒヤリングに細かく聞けばいいのかなという考え方もあると思うんですが、ちょっとそれについて意見を。

座長(宮平) ですから、先ほどから私がお聞きしているのは、どうしますかというのはそういうことですが、委員の皆さんの意見は聞くべきであるということですので、聞いたほうがよろしいのではないのでしょうかというふうな結論にならざるを得ない。座長としてはそういうふうな意見です。

この場合、国際観光はリピート率の成否を握ると言われているが、計画の人工ビーチはリピーターとして観光客を呼べると考えているのかということですが、観光の主体は、これは国や県なんではないかというふうなこともお考えいただきたいと思います。

どうぞ。

委員(大田) 先ほどから同じことを申し上げますが、色々疑問があることは聞いた方がいいと思います。そして、どっちにしろ、国にしろ、県にしろ、答えるということは本計画を推進しようとしている分の計画なので、答える部分に関しては地域と調和させる人工

海浜とか、リピートとかどうのこうのとか、地域に根ざす、地域のための海洋レクレーション施設として有望であるとか。そういうのは書いていいと思います。

ですから、これを今具体的にどう継続して地域がよくなっていくかという質問ということですけど、聞きたいのは聞いた方がいいと思います。

座長(宮平)

ですから、今、比嘉さんの意見としては、細かなことはまたヒヤリングでやればいいんじゃないかということもあるんですけども、それでよろしいですね。全部聞いてわけですね。

委員(大田)

聞いた方がいい。

座長(宮平)

そしたら、もう別にこれはすべて載せるということでもよろしいんじゃないかと思いますが、どうですか。

委員(大田)

載せた方がいいと思います。

座長(宮平)

皆さん、その意見に賛成ですか。賛成ならそのまま載せます。もちろんタブー視せずにやるというのは、この委員会の趣旨ですから問題ないですけども。

いいですね。では、(6)は載せます。

次、(7)沖縄市が埋め立ての中止及び計画変更を求めた場合、どういう対応が予測できますかということで、伊良部さんは、市が計画の見直しを求めたとき、国・県は計画変更に応じず現事業を強行するのか。

国・県・市も国際観光を目指しており、現計画では国際交流の拠点とならないなど、振興・活性化にならないことが明らかになり、開発計画の目的が崩れた場合、国内外の情勢を見据えて事業の見直し、計画変更はあり得るのか。これもよろしいですね。そのまま聞きたいと思います。

次、(8)の④、地球環境の保護が国際問題となっている中で、世界的に貴重な泡瀬干潟の保全に対し、現計画として埋立場所は妥当性があるのか。具体的な根拠を示していただきたい。これは関連しませんか。3ページの②、③と関連するんですが、そのことに関連づけはいかがいたしますか。そのままでもよろしいですか。

どうぞ。

委員(藤田)

一応確認したいんですが、伊良部委員がおっしゃっている、例えば今2ページ目の(8)を見ていると思うんですが、その設問自体変わらなくて、枠の中にこの■が入ってくるというだけの話なんですよ。

座長(宮平)

そういうことです。その疑問を解くためにということですね。

委員(藤田)

それなら、僕も全く大田委員とかの意見と一緒に、そこに入っている部分と変わらないのでいいんじゃないかと。

座長(宮平)

よろしいですか。

委員全員

はい。

座長(宮平)

では次、創造検討委員会の専門委員から、現計画の埋め立てでは干潟は取り返しのつかないことになるとの指摘もある。埋立後に干潟の環境が悪化した場合、国・県はどのように対処するのか。世界的な貴重な生命が息づく干潟が保全できない場合は、誰がその責任をとるのか。いいですね。

次、4. 新港地区について教えてください。

新港地区の費用対効果はどうなっているのか。

新港地区は沖縄市、中部圏域の失業率をどの程度、改善できるのか。

これからの大きな市場となる中国、韓国航路としては、那覇、浦添が有利であり、港として成功できるのか。よろしいですか。

ということで、提案のあったとおり質問事項を加えてください。

どうぞ。

委員(藁科) この質問事項なんですけれども、どういう形になるのか。この四角の枠の質問にも一つ一つ答えてもらうような形なのか。それとも、この大きな1番、2番、(1)とか、そういう単位で回答を求めるということになるのでしょうか。

座長(宮平) ですから、個別具体的なものにも答えるということになります。

委員(藁科) その一つ一つに。

座長(宮平) はい。要するに、具体的にはこういうふうなものだということですね。それを大枠でやると、こういうふうな項目になるという位置づけになっています。よろしいでしょうか。

では、事務局の皆さん、つけ加えてください。

次にいきたいと思います。次が資料-5ですね。どこにヒヤリングを行うかということ。資料-5をあけてください。

とりあえずこの候補として、過去6年間に要請書を沖縄市へ出している団体を挙げさせていただきました。あと傍聴者の意見があります。そういうふうな形で出ています。

選定方法としては、これ座長の案ですけれども、県内で活動しているところ、過去3年以内で要請をしたところ、全部という。この3つの案があります。それぞれ一長一短あります。いかがいたしましょうか。

副座長(島田) これ効率のことを考えて確認しておいたほうがいいんですけども、全部といった場合と、県内で活動しているところと、どのぐらいの数の差があるかなというのは、これ事務局が一番わかりますかね。アバウトにでも。

座長(宮平) それは、事務局は答える立場にないですね。こちらで決めてください。事務局はそれに責任持てません。そのための委員会ですので、ご審議お願いします。

副座長(島田) いや、どのぐらいの数なのか想像つかないんです。全部に聞くというのか。

座長(宮平) 全部だと。13。

副座長(島田) あ、これだけ？

座長(宮平) そうです。13。

副座長(島田) 資料の意味がわかりました。

座長(宮平) どうぞ、伊良部さん。

委員(伊良部) この候補一覧からいきますと、賛成をしている団体というのが3つなんです。ところが、沖縄市の東部海浜開発リゾート開発推進協議会ですか。この中には沖縄市の関係する諸団体ほとんど入ってますよね。推進協議会に。

座長(宮平) はい。

委員(伊良部) ということもありますので、このままいきますと、ほとんどの反対が大半という形になりますので、どうでしょうか。例えば泡瀬干潟を守る連絡会の中に、そのあたりさらにある団体があればそれをひとまとめにするとか。少し整理をするということも1つの手ではないかなということを考えますけれども、いかがでしょうか。

座長(宮平) スケジュール的に申し上げますと、月曜日に発送しないといけませんので、今日お

決めになっていただかないと困ります。いかがいたしましょうか。

どうぞ。

委員(岩田) 発送の手間もあるとは思いますが、とりあえず今送っても全然返ってこないところもあるでしょうし、わからないので、全部送ってみた方がいいと思いますが。

座長(宮平) 島田さん、どうぞ。

副座長(島田) 発送の手間はほとんど差はないということがわかりましたので、これは全部に聞くべきだろうと思います。

委員(大田) 伊良部委員がおっしゃったように、協議会の方は5口とか7口とかあった方が諸団体に分けていけば17対15とか、同じ数があった方がわかりやすいかなという気がします。

座長(宮平) わかりやすいというのは、どういう意味でしょうか。

委員(大田) いわゆるここにあるだけの書き方ですよ。そうしますと、今、反対している団体、傍聴者意見よりも含めると17団体なんです。賛成している団体は3団体というけれども、推進協議会の中には色々な会派が入っているので、それにも分けていった方が色々なデータはとりやすいんじゃないですかという意見です。

座長(宮平) 推進協議会の中身の各種団体等にも発送するということですね。

委員(大田) 同じ数ぐらいが適正ではないかと思います。

座長(宮平) 同じ数という根拠はどうしてでしょうか。

委員(大田) 17箇所反対に送って、賛成団体は3箇所。別にそれはそれでいいと思います。同じような回答がどれぐらいのものかというのが見やすいのかなというのが普通に思いました。数としてですね。根拠と言われましても、私わからないんですけども、大体同じぐらいの数の方がデータを調査するにあたって色々な意見が聞けると思います。

座長(宮平) という大田さんの意見です。いかがでしょうか。伊良部さん、お願いします。

委員(伊良部) 今回の調査の趣旨ということを考えますと、本来であれば市民のアンケートまでやりたかったということで、前段で座長が話をしましたけど、なかなか時間的な関係があってそれができないということであるならば、少なくとも市民がどの程度のことを考えているかということ考えた場合には、これは団体というのは、ある面においては1つの代表という形にもなっているわけですので、そうなりますと、先ほど推進協議会は、色々な諸団体が入っているということになりますと、当然、推進協議会の各団体によっても見方は違ってくると思います。温度差は随分あると思うんですね。

ですから、積極的に今の計画を推進するという団体もあるでしょうし、いや、おかしいんじゃない、計画は見直しをするべきではないかという、色々な意見を知るところを考えた場合には、先ほど大田委員が言いましたように、少しこの辺、これで見ますと、ほとんどが推進をする人たちよりも反対派が圧倒的に多いわけですので、多くの意見を聞くということからしますと、推進協議会の方は少し振り分けて送るといっても、1つの手ではないかなというのが私の考えです。

座長(宮平) いかがでしょうか。

委員(藤田) 推進協議会の方のメンバーはすぐ出てくるんですよ。

副座長(島田) 何団体ぐらいの協議会になっているんでしょうか。

事務局 34団体です。

座長(宮平) そうしますと、推進協議会 34 団体すべてに送るということになりますか。その中からまた数をそろえるということになると、時間的には非常に苦しくなってきますね。

委員(藤田) この間の勉強会で少し話したときには、例えば反対する団体、傍聴者意見というのも挙がりはしたんですが、とりあえずちゃんと正式なアクションを起こしているところだけに。送るのは、それだけにしようかという話をしました。

その他の団体で、もし関心があって意見を述べたいというならば、そのためにホームページでこれをダウンロードしてできるようにしたらどうかという。勉強会ではちょっとそういう話にはなったんです。参考までに。

ただ、賛成の方の団体の推進協議会、そういう団体がいっぱい集まっているということを知って、それも処理しきれなかったんですけども、あと、反対の方は正式なアクションを起こしているところだけに絞ったらどうかというふう話はなつたんです。

それとは別個に挙げられるものがあれば、全部に送るだけは送っておいた方がいいのかという意見も当然ありました。

座長(宮平) さて、いかがいたしましょうか。

副座長(島田) 今話を受けると、アクションを打っているところということの1つハードルがあったので、協議会の皆さん、これはまとまってそうやったという。そこに趣旨をお伝えして、そこで分けてもらうなら分けてもらってもいいんですけども、34 を分けるという話なら、あるいはそれを全部送ってしまって、個別のアクションを起こしたところではないはずなので、意見で出てくるのかなというのがありますね。危惧は。

座長(宮平) ですから、先ほどの流れからみれば、これ全部出した方がいいと思います。疑問点も同じように出しているわけですから、この団体にも同じようにやらないと、首尾一貫性が欠けると思うんですけども、やるんだったら全部出した方がいいと思います。どうですか。

委員(大田) 賛成。

座長(宮平) ですよ。そういうふうな、いちいち考えずにやった方が本当はいいと思うんですが。

委員(藤田) 推進協議会の方は全部できるんだったら、僕はそれがいいと思います。

座長(宮平) あと1つ。藤田委員の方からありましたけれども、団体でもし個別で意見を述べたいならホームページでダウンロードできますので。

委員(藤田) もしセレクトするならという話が前提だったんですが、ただ、そういう人が知り合いの団体に声をかけて、ホームページからダウンロードして意見を述べてもいいですよというやり方もセレクトするならできるんじゃないかという意図ですね。全部送れるなら送ってしまってもいい。

座長(宮平) ですから、例えば大田委員が先ほど言いましたように、14 対 14 でやっても多分出てくる、出てこない分あると思うんですね。これかなり難しいと思うので。

副座長(島田) 数を合わせなくてもいいと。

委員(大田) 数を合わせなくてもいい。だけど、17 対 3 ではちょっとあまりにも。

座長(宮平) という意味で出すというのは、先ほどはそういうふうに、タブー視なしでどんどんやりましょうということでやっていますので、そうしないと、最初はそういうふうに

言っておきながら、ここになるとトーンダウンというのは、ちょっとこの検討委員会の趣旨に合わなくなるのでよろしくないのかなと思ったりしますが、どうですか。

委員(大田)

ですから、調査票送付団体一覧をのせて、その他ご意見がある団体とか組織の方は、どうぞまたダウンロードしてくださいとホームページに載せれば済むことだと思います。

座長(宮平)

という大田委員の意見、どうですか。いいですね。

委員全員

はい。

座長(宮平)

では、事務局は大変でしょうけれども、東部海浜開発リゾート開発推進協議会の団体にもすべて送ると。そして、その一覧表をホームページに載せて、それ以外の団体で約束、ルールを守っている団体は、どうぞご自由にダウンロードして送ってくださいという方向で意見を聴取したいと思います。よろしいですか。

委員全員

はい。

座長(宮平)

次は「人工島理解のために」の資料-6 ですね。これ事務局の方、お願いいたします。

その前にお断りしておきます。

すみませんが、皆さんのお手元の資料に、資料-6 の参考資料の資料 3 が抜けています。これは、実は事務局の方は出して用意されていましたが、私が指示して今回は出さないようにしました。

といいますのは、まだ公開条例にのっとして公開されていない数値データがありました。そうしますと、この場にいる委員あるいは市民の皆様だけにデータが出る恐れがあります。そうしますと、特定の個人、団体に利益が出てしまうという恐れがあります。従いまして、今回はまだ市民情報保護の、あるいは公開条例の中で出ていない資料がありました関係上、資料 3 の方は全部抜き取っています。

後日、情報公開条例に基づいて出ているデータで作成した資料で補いたいと考えておりますので、ご了承ください。

そういう意味で、資料 3 の方は私の指示で取らせております。これは事務局の非ではありません。私が、今日見てそういうふうに指示したことです。よろしいでしょうか。そういう趣旨です。悪意なんかはありません。

ということで、事務局の方、よろしく願います。

座長(宮平)

事務局の方、よろしく願います。

事務局(仲宗根)

それでは、「人工島事業の理解のために」の疑問点について、資料-6 に基づいて事務局より回答・説明をしていきたいと思えます。

前回、第 7 回で沖縄市へ回答を求められた 67 点については、とりあえず回答をしたところでありました。しかし、具体的な回答になっていない等の指摘をだいた受けたところで、そのため今日は、前回の反省も踏まえ、前回回答の補足を行ないたいと思えます。

回答は資料-6 と別添の参考資料にて整理しておりますので、それを見ていただきたいと思えます。なお、※印で番号をふっているものは、前回、第 7 回検討会議で「前回の確認」として整理・回答された番号となっております。

疑問点 50、と前回 2 は「ターゲットは何か、誰か」ということで関連していません。これは、前回、ターゲットを詳細に、明確にした資料はない。しかし、平成 7 年

度の港湾計画への位置づけに向けた検討の中での検討・整理している。と回答したところであります。

これにつきましては、参考資料1の10ページを見ていただきたいと思います。「東部海浜開発計画における活動内容」という事で表でまとめられております。4つの基本方針に対して、それぞれに活動区分、主な活動、活動内容、活動主体といった形で整理されているものです。

その活動主体を見てみますと、市民あり、県民あり、観光リゾート客あり、ビジネス客あり、コンベンション客あり、そして在住外国人とあります。そういうことで、当初の回答では全ての人をターゲットにしている。と回答したところであります。求められた回答になっていないという事ですが、こういったことの回答でした。

ここで、もう少し補足させていただきたいと思います。では、どのようにしてこの表が整理されたかということではありますが、この参考資料1全体について説明したいと思っております。東部海浜開発事業の基本事項についてとして、事業の必要性、基本方針、位置づけ等について整理しております。これまで、事業の基本的なことの説明がなかったことから、色々な説明も不十分になっていたのかなと考えております。

参考資料の1の説明をさせていただきます。まず、

#### 1 東部海浜開発計画の必要性

沖縄県では、これまで3次にわたる振興開発計画に基づいて、社会資本の整備を中心に多くの施策を展開し一定の成果を上げてきました。しかし、依然として本土との格差是正は進まず、自立的発展のための諸条件も未だ十分とは言えない状況にある。

また、広大な面積を占める米軍基地の存在が、地域の振興開発や県土の均衡ある発展を図る上で大きな制約となっている。また、那覇市を中心とする西海岸地域が発展するなか、沖縄市を中心とする中部圏東海岸地域の活力の低下が著しく、失業率や所得など経済的に低迷していた。

これまでの各種対策を講じられてきたが、その効果は十分とはなっていない。このような基地依存経済からの脱却、西海岸地域との格差是正は、沖縄市及び中部圏の重要な課題であり、早急な対応が求められていたところでありました。

沖縄県は、沖縄における第2次産業振興の核として中城湾港新港地区の開発を進めており、とりわけ、特別自由貿易地域制度の創設等もあり、その進展が期待されてきました。

一方、沖縄の地域特性を活かした産業が観光リゾート産業であり、その振興も重要な課題となっている。沖縄市ではこうした考えを踏まえ、既存市街地の再開発等による市街地活性化策、中城湾港新港地区開発による第2次産業の振興策及び中城湾の海を活かした観光リゾート拠点の形成の3つの振興策を進めてきました。中でも基地依存型産業から観光リゾート産業への転換を図る本埋立の実現が緊急の課題となっている所であります。

以上のように、当該事業は地域の国際性や中城湾の静穏な海域の特性を活かした国際交流リゾート拠点として機能する複合的な拠点地区開発であり、国の施策である観光・リゾート産業振興の一翼を担うものであります。これの実現により、新港地区開発等と連動した総合的な地域活性化として新たな雇用の場の確保、沖縄市の拠点性の回復が図られ、県土の均衡ある発展及び沖縄県の自立的発展に寄与することが期待さ

れていたということです。次のページにいきます。

## 2 東部海浜開発計画の基本方針

沖縄は、かつて琉球と呼ばれた時代から、中国や東南アジア等様々な国の文化にふれそれを取り込み、戦後はアメリカ統治下においてもその文化を取り込み、独自の文化を育んできた。

沖縄固有の文化、外国人の文化、本土の文化等が違和感無く、渾然と混じり合った独特の文化、「チャンプルー文化」を形成してきた。沖縄市の「チャンプルー文化」をより発展させ、それを世界に発信することが、沖縄市の国際交流の核である。

これに、中城湾の静穏な海域の特性を活かし、国際性、海洋性、市民性を備えた海に開かれた国際交流リゾート拠点を目指すのがマリンシティということでもあります。

こうした国際交流を基軸として、新港地区や沖縄総合運動公園及び沖縄市の既成市街地と連携し、国際交流空間と余暇活動空間及び高等教育・人材育成の場を中心とした生涯学習の拠点、研究・開発を中心とするリサーチ・リゾート・パークの拠点機能等を複合的に備えた地区を形成する海上都市をつくるものであります。

そして、4つの基本方針を掲げてあります。次のページの下の方、

### (1)国際交流リゾート拠点の形成

海に開かれた市民、県民、観光リゾート客及び在住外国人の交流を核とした日常的で多様な国際交流リゾート拠点を形成する。

### (2)海洋性レクリエーション活動拠点の形成

中部圏における海洋性レクリエーション活動拠点を形成する。マリーナや海浜等海洋性レクリエーション施設やスポーツ・レクリエーション活動の場を整備する。

### (3)情報・教育・文化の拠点形成

新港地区のトロピカルテクノパークと連携した情報産業の立地や、これらを支援する21世紀を担う国際性豊かな人材の育成、教育・研究の場を提供するとともに、国際交流や海洋性レクリエーションの機能を活用して生涯学習活動の重点地区を形成する。

### (4)環境と共生する港湾空間の形成

野鳥園・人工干潟の創造等生態系にも配慮した環境と共生する埋立地の形成を目指す。

そういった海の特徴を活かした国際リゾートであり、人々が集まる沖縄独自の文化を世界に発信する地区、そういうことから開発コンセプトとして、「人、未来、世界を結ぶ海洋都市 マリンシティ・アワセ」という事で位置づけているものであります。

次のページにいまして、

## 3 東部海浜開発計画の役割・位置づけ

東部海浜開発計画は、沖縄県の振興開発の重要な施策である国際交流、リゾート、情報産業や研究開発等の諸機能の集積を図り、沖縄市を中心とする中部都市圏において、特色ある歴史文化を反映した個性豊かな国際都市の形成のための核とするものであり、その戦略的な開発拠点として位置づけているものであります。

下の絵の方で、「市街地」、「新港地区」、「泡瀬地区」、この3つの拠点が連携することによって、活性化を図るという事でもあります。

飛びまして、7 ページを見ていただきたいと思います。これまでの整理として位置づけをこのフローで示しています。

沖縄県の振興課題、中部圏の振興課題、そして振興開発の方向性を。そして、那覇都市圏、西海岸との都市機能の格差是正、雇用機会の創出・確保、そのために中部圏東海岸の拠点性の回復が必要であると、それが中部拠点都市、沖縄市の活性化に繋がる、そしてその振興開発の手段、活性化振興策として、真ん中にあります、交流・文化の振興、教育・人材育成、余暇活動の拠点形成、都市環境の創造、商業・貿易の活性化、生産機能の導入・拡充が上げられ、これらから導き出されたのが、「国際交流リゾート核の形成」それから「市街地等の都市機能の充実」、「産業・物流の拠点形成」という事であります。「国際交流リゾート核の形成」からこの東部海浜開発計画が位置づけられたという事です。上の方にある泡瀬地区の立地特性を活かすものでもあるという事です。

そういった事で、これまで基本事項についてなかなか説明する機会がなかったので、簡単ではありますが、説明させていただきました。その後に活動内容とか、そういった整理がされておりますが、これらについては後で見ていただきたいと思ます。

では、資料-6に戻りたいと思います。

疑問点の 117「成功するかしないかは明確なコンセプトをもつこと」ということに対して、前回、パンフレットに基本方針や開発コンセプト等が示されています。と回答したところであります。

この点に関する、補足説明としましては、先ほど参考資料の 1、東部海浜開発計画の基本事項に回答があると考えております。参考資料 1 の 1 及び 2 ページに東部海浜開発計画の基本方針が示されております。チャンプルー文化を形成してきた沖縄市の歴史や地域特性を活かし、さらに、それをより発展させ、世界に発信することが沖縄市の国際交流である。これに、中城湾の静穏な海域の特性を活かし、国際性・海洋性・市民性を備えた海に開かれた国際交流リゾート拠点(マリンシティ)を目指す。海の特性を活かした国際リゾートであり、人々が集まり、沖縄独自の文化を世界に発信する地区の形成を目指すものとして、「人、未来、世界を結ぶ海洋都市 マリンシティ・アワセ」を開発コンセプトとしております。

次に行きます。これは委員レポートよりという事で、これは今回追加分ですが、「土地利用計画における観光客誘致のインパクトは」ということであります。

ここでも、先ほど参考資料の 1、東部海浜開発計画の基本事項にその回答があると考えております。

東部海浜開発計画は、沖縄固有の文化に外国人が持ち込む文化や本土の文化等が違和感無く、渾然と混じりあった独特の文化である、沖縄市の「チャンプルー文化」を背後に持ち、これに中城湾の静穏な海域の特性を活かし、国際性、海洋性、市民性を備えた海に開かれた国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション活動拠点、情報・教育・文化の拠点等、多様な機能を併せ持った、国際交流複合都市・リゾートコンプレックスが形成されるどころだと考えております。

疑問点 2「この事業が起爆剤になるのか」ということに対して、前回、「埋立必要理由書」と「事業に伴う経済波及効果測定調査報告書」を見ていただきたい。その効

果は十分に起爆剤になるものと考えている。と回答したところであります。

先ほど、参考資料の1 東部海浜開発計画の基本的事項でも説明したように、当該計画は国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション活動拠点、情報・教育・文化の拠点を形成することにより、中部圏の魅力を高め、基地依存経済からの脱却と那覇都市圏との格差是正を図り、県土の均衡ある発展に寄与する拠点地区開発であります。

その効果は、「経済波及効果測定調査」として試算したものがあります。前に報告書を配布いたしましたが、今日は参考資料2に経済効果シミュレーションの結果を示しております。ここでは、東部開発を行った場合と行わない場合との比較でその効果を示しております。その結果、生産、雇用、所得、財政等の経済効果はもとより、都市サービス、教育・文化、スポーツ・レクリエーション等の社会的効果も大きくなることを数値的な予測を示したものであります。また、そのことにより、市民所得が向上し、県平均を上回り、格差が解消されること。雇用については、就業機会が増え、失業率は約半分のレベルに減少する等、雇用環境も大きく改善されること。商業力については、購買需要の呼び込みが回復し、販売力水準も大きく改善されるとされております。

また、「埋立必要理由書」においては、1-134 ページにここでは定性的なものでありますが、5 点で整理されております。そして①中部圏の経済の活性化と基地依存経済からの脱却が図られる。ここでは、基地関連産業から新たな国際交流リゾート関連産業への転換が進み、中部圏経済の活性化が図られ、新たな雇用の場が確保される。②国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション拠点の形成が図られる。ここでは、旅客船ふ頭、宿泊施設用地等の国際交流リゾート施設とマリナー、人工海浜等の海洋性レクリエーション施設が一体となった魅力ある拠点地区が形成される。さらに、海浜緑地等の整備によって、地域住民への水際線の開放が図られ、潤いのある場の提供が出来る。③リサーチ・リゾート・パークが創出される。ここでは、「職・住・遊・学」が一体となった特色ある複合空間の形成により、沖縄県の観光振興の基本方向である多様なニーズに対応した国際的水準のリゾートが形成でき、沖縄県の自立的発展に寄与できる。④地域環境と調和する新たな地区環境が創造される。ここでは、野鳥園や外周緑地等の新たな地区環境が創造される。

⑤土砂処分場としての役割が達成される。当該地区が新港地区の土砂処分場となることから、新港地区の航路・泊地の整備が可能となることで新港地区の機能が発揮され、これにより沖縄県の製造業の振興及び中部地域の流通拠点の形成等が図られ、県土の均衡ある発展に資する。と整理されております。そういうことから、この事業の効果は十分に起爆剤になるものと考えております。

疑問点 64、69、67、前回1は「市の費用負担」ということで関連します。

疑問点 64 について、費用負担の削減につきましては、国が参画することによって、用地取得だけでも約 83 億円の削減効果があることを回答しております。また、疑問点 67 については財政課から説明させていただいております。ここでの補足はインフラ整備費の内訳と事業手法について行いたいと思います。

インフラ整備費については、これまでの積算においても色々な数値で示されてきましたが、ここでは主に説明してきました、91 億円の内訳であります。上水道約 8 億円、下水道約 10 億円、雨水排水約 30 億円、道路約 13 億円、CAB 約 30 億円となっ

ております。

事業手法については、「補助事業導入の場合」と「起債事業による場合」が考えられます。これは、補助採択、市の対応力、上物立地を踏まえた事業スケジュール等にも左右されると考えております。補助事業導入の場合は、事業の裏負担金については市の一般財源や起債にて充当することになりますが、この起債の償還にあたっては、一般的に、これは上下水道の場合であります。受益者負担として施設の利用料金をもって償還していきます。また、維持管理費についても利用料金からの充当であると考えております。起債事業による場合は、事業主体そのものが市ではなく、土地開発公社を活用することも考えられますが、基本的に起債、公社の場合は銀行借入金となります。その償還にあたっては、埋立地の処分価格に上乗せして償還することになります。維持管理費については、補助事業の場合同様、受益者負担として、利用料金からの充当となります。

疑問点 65、66、75 これは「人工ビーチやその他の市の公共施設整備による負担はないか」ということですが、これに対し、前回、人工ビーチについては、以前に試算したが、改めて指定管理者制度による運営事例を踏まえ収支計画の作成が必要であると、また、その他公共施設については、今後、具体的に検討していくと回答したものであります。

基本的に回答は変わりませんが、人工ビーチについては、若干の補足をさせていただきます。施設の具体的な収支計画等の管理運営計画については、具体的な施設内容が確定しなければ難しいものがあると考えております。現在、沖縄県で実施設計に向けて取り組んでいるところであり、それを踏まえた上で検討したいと考えております。なお、管理運営に配慮した実施設計となるよう県とも調整したいと考えております。

また、南城市のあざまサンサンビーチの事例ですが、平成 17 年度で利用者数が約 16 万 7 千人、収入が約 7,100 万円、支出が約 6,800 万円、収支として約 300 万円の黒字となっているようです。

本地区についても、平成 22 年度の暫定利用を含め、早期に利用できる賑わい施設となることから、今後も集客や、より市民が愛着を持って、利用しやすい施設となるよう、市民意見等を聴取しながら検討していきたいと考えております。なお、人工ビーチでは現在注目されている、ビーチバレーやビーチサッカーの大会が出来るような砂浜となるよう、また、護岸設計においても配慮がなされて検討が進められているところでもあります。

疑問点 70 「売れない土地は県の負担になるのか」ということに対し、前回、処分の目処が立たない土地は国が保有したままとなる。と回答し、その根拠として県と市による協定書の第 4 条について説明したところであります。

今日の補足は、事例の紹介となります。こうした事例として石垣港の新港地区があります。当該新港地区の土地利用計画は港湾管理者として石垣市が策定しておりますが、埋立事業そのものは泡瀬地区と同様に浚渫土砂の処分場として国が直接整備しているものであります。そして、供用が始まっている緑地等の用地を除いた用地については、現在も国が保有したままとなっております。

疑問点 4 「海洋性レクリエーション活動の拠点となることの優位性と必要性を示す

資料を提出して」ということに対し、前回、埋立必要理由書を見ていただきたい。と回答したところであります。

当該事業は、中城湾の静穏な海域の特性を活かした国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション拠点として機能する複合的な拠点地区開発であり、これにより地域の魅力を高め、沖縄市及び本島中部東海岸地域の活性化を図るものであり、これが優位性や必要性であると考えております。

さらに具体的な必要性として、回答書でも説明しておりますが、その中でマリナーについては埋立必要理由書ではページ 1-19、参考資料の 4 ではありますが、沖縄市を中心とする周辺市町村の個人用プレジャーボートの将来隻数を 354 隻と推計し、うち民間マリナーで 130 隻収容可能であることから、営業用と合わせて、需要をカバーできない分を当該地区で整備するものとしたものであります。

疑問点 115「具体的に計画内容は成り立つのか」ということに対し、前回、需要確認作業において十分に検討されたと回答したところであります。

今日は、需要確認作業の内容について説明したいと思います。参考資料の 5 として再度準備しておりますので、見て頂きたいと思います。

参考資料の 5「中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について」ということで掲載しています。開いて 1 ページを見てみますと、泡瀬地区開発事業は、地元での長年に亘る検討・調整を経て事業化されたものであり、その考え方や計画の骨格は現時点においても有効で、早期整備の要望も強いことから、推進すべき事業であると考えている。

しかし、一方ではこうした長期間にわたるプロジェクトにおいては、社会経済動向等、プロジェクトを取り巻く諸条件の変化に応じて、常に弾力的な対応が可能なように配慮していくことも必要と認識している。

そういう事から、泡瀬地区開発事業の用途別土地利用計画、土地利用の実現化方策、新港地区の企業立地動向と港湾整備の緊急性等、現計画の妥当性について改めて確認作業を行なったというものであります。

#### 1.泡瀬地区開発事業土地利用計画について

##### 1-1 本事業の基本的な方向性

本事業の基本的な方向性について、観光・リゾート形成のコンセプトを中心にその妥当性の確認を行っております。

沖縄市を中心とする中部圏東海岸地域の失業率は、依然として全国の 2 倍近く、また一人当たり所得については、沖縄県平均に対して大きく下回っている状況にある。そういう中で、沖縄市は市域面積の約 36%を占める米軍基地、過密市街地などで構成されており、陸域には拠点開発に適したまとまった用地が確保できないことから、有効な地域振興を図ることができず、地域の活力の低迷が続いている。

これらより、県土の均衡ある発展を実現させる観点から、中部圏東海岸地域の活性化の重要性、緊急性はますます高まっていると考えている。

また、観光・リゾートの展開を中心とした第 3 次産業による地域の活性化、雇用の創出を図る点については、観光・リゾート産業は、地域の特性を活かすことができ、他都府県に対しても比較優位性のある数少ない産業の 1 つであること、かつ、関連産業が幅広く、雇用創出効果も高いことから、その振興のための拠点形成を図ること

は、沖縄のリーディング産業の育成を図る観点からも重要であると考えている。

更に、当該地区の開発により、地域振興への波及効果も大きいものと考えている。

以上より、本事業の基本的な方向性は、現時点においても妥当であると考えているということになっております。

観光・リゾート地形成のコンセプトについては、立地特性等、その考え方は妥当なものと考えている。という事で整理されております。

2 ページの下の方に行きますと、

1-2 土地利用用途別の妥当性検証として、土地利用用途別の検証が行われております。

(1)宿泊施設用地 ①県入域観光客数(616 万人)

本計画においては、将来県入域観光客数を 616 万人と想定している。そういう中で、当時次期沖縄県観光振興基本計画を審議する同審議会において、観光・リゾート産業をリーディング産業に据えた本県振興を図ることが、自立型経済の発展及び県民所得の向上の面から最も有効であると指摘があること。更にその中では、今後の観光客数として 600 万～700 万人を目標とすべき。との意見があった。また、平成 2 年に 295 万人であった観光客数が、平成 12 年においては 452 万人と大きく伸びていること。ちなみに埋立計画時の推計値を平成 11 年において点検すると推計値 467 万人に対し、実績 456 万人、整合率 98%とほぼ見込みどおりになっている。ということから、本事業の前提とする将来県入域観光客数 616 万人は、概ね妥当な目標値である。という事で整理されております。

②泡瀬地区年間宿泊需要及び宿泊施設計画室数

将来の観光客数予測については、既存のリゾート地の場合は、過去の実績を基にある程度予測可能であるが、新設されるリゾート地については、比較優位性も異なってくることから、既存のリゾート地に比べ難しいのが実状である。しかし、昨今の観光パックスツアー等の実状では、単に入域観光客数に平均滞在日数を乗じて年間宿泊需要を算出する従来の方法は、必ずしも観光の実態に即したものとは言えない面がある。そういう認識を持っているということです。

そしてこのページの下の方、沖縄市の宿泊需要の占有率は、現状では 1.1%であるが、これを高めることの妥当性について検証した結果は、以下の通りである。次のページに行きまして、6 行目からですが、泡瀬地区を含む沖縄市は、いまだ観光・リゾートの宿泊施設整備が進んでいないが、県下第 2 の人口規模、各種経済活動の集積、多彩な各種観光資源など、観光・リゾート拠点の形成に有利な条件を有しており、宮古地区や名護市の事例を勘案すれば、地域を挙げた宿泊拠点化の取り組みを行なうことにより、県全体の宿泊需要に占める当該地域の比率を高めることができると考えられております。

そして 4 ページの下の方、また、計画室数については、今後、平成 23 年度までに宿泊施設を 6,000 室から 8,000 室程度新たに確保する必要があるとしているが、泡瀬地区の 1,275 室を含め、沖縄本島において構想されている宿泊施設整備予定室数は 4,000 室程度にとどまっており、泡瀬地区における現計画室数の整備が県全体の施設過剰につながることはない。と整理されております。これらを総合的に勘案すると、本事業の想定する年間宿泊需要及び宿泊施設計画室数は、地域魅力向上に向けた地元

の取り組みや関連インフラの先行的な整備などを前提として、概ね妥当な目標値であると考えられております。

(2)その他の用地として、①から施設ごとの考え方が整理されております。時間の関係上、11 ページを見ていただきたいと思います。

まとめになるのですが、3. 泡瀬地区開発事業の推進に係る確認作業結果のまとめ  
泡瀬地区開発事業の土地利用計画について、現時点においてあらためてその妥当性の確認作業を行った結果、現在の計画は、各種の条件整備と努力を前提とすれば、実現の可能性はあることを確認した。しかし、土地利用が開始されるまでには長期を要し、この間には社会経済情勢が変化することも考えられることから、今後とも情勢の変化等を的確に把握するとともに、環境保全にも配慮しつつ地域のニーズに沿った土地利用が図られるよう柔軟に対応していくことが必要である。そういった事で、需要確認作業が整理されたという事の説明でした。

すみませんが、また資料-6 に戻りたいと思います。3 ページの下、疑問点 39 からになると思います。

疑問点 39 「集客の受け皿になるとする資料を」ということに対し、前回、埋立必要理由書を見て頂きたいと回答したところであります。先ほど、具体的に計画内容は成り立つのかということに対し、需要確認作業の結果を説明したところであります。十分に成り立つと考えていることを説明いたしました。そのことにより、集客の受け皿にもなるものと考えております。

疑問点 52、53、54 こども「土地需要確認作業」、それと「リスクアセスメント」ということで、これに対し前回、土地需要確認については全体的な手法の考え方を、リスクアセスメントについては行っていない。と回答したところであります。先ほど、土地需要確認作業の結果については説明したところであります。ここでの補足としては、リスクアセスメントですが。個々の施設に対するリスクアセスメントは前回回答のとおり行っておりませんが、しかし昭和の頃から進めてきた沖縄市の事業としては、リスクアセスメントという手法は用いておりませんが、国の直轄事業を導入、国が参画したことにより、沖縄市の埋立事業としての負担は回避されたと考えております。また、沖縄市は進出する企業の目処をつけてから土地を購入する、とした協定を県と締結しております。このことは、いわゆる土地の塩漬け等のリスクを低減する大きな効果が図られたものと考えております。

疑問点 116、118 は関連します。118 の「負担」については、先ほどの 75 で回答したとおりであります。「人工ビーチが起爆剤、事業の目玉になるのか」ということに対して、前回、県内でも最大規模のロングビーチであり、十分に魅力があると考えていると回答したものでありますが、売り出し方の具体的なビジョンが見えないとの指摘を受けた所でございます。

今日は、人工海浜のあり方について、これまで検討されてきたことの説明をしたいと思っております。人工海浜及び海浜緑地については、沖縄市としても東部海浜開発計画における代表的なイメージとなる施設であることから、計画当初から色々と検討しておりますが、基本的には大規模な海浜と背後のゆったりとした緑地により、リゾートの潤いと静穏な中城湾のイメージをストレートに表現したい。そして役割としては、市民にとってはレクリエーションの場として、観光客等にとってはリゾートを支援する

ビーチリゾートの場としての機能を持つ。その中で、活動要請を検討し、それに対応するエリア区分を検討してきております。近年では、平成 15～16 年度、事業者である国・県によって設置されました「人工海浜専門部会」において環境面や工学的な面から専門家の指導を受けつつ検討がなされております。参考資料の 6 として説明資料を添付しておりますが、これは、沖縄県が護岸設計のための住民説明資料として作成したもので、今ここで求められていることと若干、趣旨の違う構成になっておりますが、検討してきたことのイメージは掴めるのではないかと思います。内容としては、泡瀬地区の人工海浜は、単に人々が利用するだけでなく、地域に生息する生物の生息空間を提供するとともに、観察・学習のできる体験スペースを導入し、人の利用と生物の生息の共存を図る空間創出を目指すとし、生物・学習・憩い・遊びの 4 つのエリアに区分し整備を進めていくものと計画されております。

疑問点 55「年間宿泊需要 56 万人の根拠が不十分」ということに対して、前回、過去の入域観光客数の実績等から推計したもので、埋立必要理由書を見ていただきたい。と回答したところであります。埋立必要理由書によると、

将来の入域観光客数の推計にあたっては、現況の推移と県における将来計画フレームを考慮して、時系列により推計を行った結果、平成 18 年で 616 万人となっております。一方、重点整備地区整備計画調査報告書による将来入域観光客数の中部地域の地域別比率が 20.14%で、616 万人に 20.14%を乗じると、中部地域入域観光客数は約 124 万人と推計されます。また、本地区を除く中部地域のフレームが 108 万人であることから、差し引くと 15 万 7 千人分の宿泊施設が不足することになります。この不足分を各市町村に按分し、これに既存施設分を加えると、沖縄市の将来入域観光客数は 17 万 8 千人となります。このうち、泡瀬地区で約 60%を受け持つとし、泡瀬地区の入域観光客数を 10 万 7 千人としています。これに、1 人当たり目標平均滞在日数を乗じて年間 56 万人泊としております。

沖縄県への入域観光客数は順調に推移しており、沖縄県観光振興基本計画における将来入域観光客数の目標値を考慮すると、概ね妥当な数値であると考えております。

疑問点 62、前回 7「東部海浜についての企業側の評価は」ということに対し、前回、沖縄市で行った「沖縄市東部海浜開発に関する企業需要動向調査」の中で企業アンケートとして示されている。と回答したところであります。

当該報告書の企業アンケートによると、東部海浜開発の立地評価として「非常に良い」「まあ良い」とする回答が 8 割近く、参考資料の 8 として、この報告書の写しを添付してあります。立地評価については、好立地という評価を得ています。また、東部海浜開発の魅力として、「大規模・複合開発であること」「公共主導のプロジェクトであること」を挙げる企業が多くなっております。

疑問点 16「事業者及び観光客の考える美しい海は」ということでありますが、ここからの回答については割り振りを見直した個所で、今回 1 回目の回答となります。

難しい質問だと思っておりますが、ここでは、平成 16 年度に沖縄県が行った住民アンケートから引き出してあります。一般的に「青い海」というイメージがあると思っておりますが、このことについては、事業者も観光客も一般市民も同様なものだと考えております。

疑問点 45、47、48 は「海岸線について」ということで関連します。

45 の「人口や面積当たりの海岸線比較の意味は」ということでありますが、海へのアクセスについての1つの指標として算出したものであります。

47 の「海岸線にこだわるのはなぜか」ということでありますが、海岸線を活かすというのは、沖縄にあつては地域活性化の重要な要素であると考えております。

48 の「海岸線延長と沖縄における経済の関係」ということでありますが、沖縄における資料を見つけることはできませんでしたが、国土交通省の資料によると、臨海市町村について、面積は国土面積の32%、その中に人口は46%、商業販売額は77%、工業出荷額は47%となっております。

以上、事務局の説明を終わります。

座長(宮平) はい、どうもありがとうございました。今の説明で、疑問点が解けた所から確認したいと思います。

疑問点 50「ターゲットは誰なのか、市民なのか観光客なのか」という事ですが、一応これは事務局の答弁だと、あらゆる各層だという事でした。その考え方がいいか悪いかとしては別問題として、一応はターゲットは誰なのかという事がわかったと思いますが、いかがでしょうか。皆様のご意見はありませんか。はい、どうぞ。

委員(大田) 現時点での事務局側が答える部分については、実際このような答えしかないと思います。今まで企業の動向の調査の資料についても平成5年のデータであるとか。これはしようがない部分であつて、現時点で那覇のホテルとかたくさん建っている状態で、データも実際古いし、それもそぐわない部分もあるという事を事務局側が認めていらっしゃると私は認識しています。それで今後市民意見を検討しながら、いわゆる土地利用については検討していくという意見を私は聞いているので、この中で本当にコンセプトがはっきりしているのかというと、していないと私は思うのですが、事務局としては、いままでの経緯の流れからは、自分のアイディアを述べる事はできないし、自分がやりたい事を述べるわけでもないわけだから、現時点での流れの部分で、変更は可能だと認識しているので、今後の話であつて、現時点での検討会議で話す事でもないのではというのが、私の本音です。以上です。

座長(宮平) 要するに、できる所はやっていこうという事でいいのではないかと思います。先ほど大田委員からもありましたが、覚書の方でも、土地利用については柔軟に対応するとか、色々問題がありましたので、その辺については変更があるかなという事で、前段階としてですが、まず疑問点 50 はどうでしょうか。解消しましたか、どうですか、という事です。とりあえずはそういう風に述べているという事です。これが正しい云々ではありません。先ほどデータにも出ておりますが、平成5年度、今から14年前です。先ほど大田委員からも話がありましたし、非常に古い物でやっています。これしか無いという事です。

副座長(島田) 今ある答えがこれだという事はよくわかりました。

座長(宮平) そうですね。今ある答えはこれしかない。ですから、今後どうするかというと、色々なやり方、市民の参画のやり方、色々を含めて考えなくてはいけません。とりあえずこれしか無いという事です。よろしいでしょうか。では、これは済みという事で良いですか。

委員一同 はい。

座長(宮平) では次、疑問点 117「成功するかしないか、コンセプトを持っているのかいないの

か、事業コンセプトが明快でない」という所ですが、これについてはいかがですか。疑問点 50 と準じますが、何をもって成功と言うのか、ですから精一杯の答弁だったものだという事で、これも今後我々市民の方から色々とアイデアを出し合ってやるしかないのではないかとというような事しかわからないと思いますが、いかがですか。これは済みで良いですか。

委員一同

はい。

座長(宮平)

疑問点 2「この事業が起爆剤になるのかならないのか。人工ビーチで東海岸という条件で観光客が来るのか、リピーターとなるのか」という事が出ていますが、これについてはいかがですか。

委員(大田)

同じです。

座長(宮平)

同じですか。これからの課題かなという事ですか。藁科委員はいかがですか。

委員(藁科)

はい、分かるのですが、疑問としては誠意ある回答をして下さっているのですが、納得いくかと言われるとあまりいきません。

座長(宮平)

要するに、市の答弁としては納得できるが、今後将来の予測はこれではできないという事ですね。

委員(藁科)

答えは出してくれているのですが、疑問が解消されたかというのと、モヤモヤした感じ何か釈然とはしない感じが残ってしまう。

座長(宮平)

それは保留でいいのではないのでしょうか。保留でいいですね。

委員(伊良部)

いまの話ですが、疑問点 50 や 117 というのは妥当性はどうかというのは置いておいて、設問に関しての答弁としては、これで仕方が無いと思っています。ところが今の疑問点 2 とか、その後続きますが、これが起爆剤になるかというのは、この答弁で納得という事にはなりませんので、保留という形になるのではないのでしょうか。

座長(宮平)

では保留という形でよろしいですね。

次は疑問点 64「国が参画することによってどのくらい縮減されたか」という事についていかがですか。委員の皆様意見はありませんか。

はい、ではどうぞ。

委員(伊良部)

今の 91 億円の話なのですが、新たな疑問が出てきておまして、この参考資料 6 の 130 ページを見ていただきたいと思うのですが、「東部海浜開発に伴う社会・経済効果」という、一番上の所です。参考資料のインデックス 2 の 130 ページです。

「東部海浜開発は、総工事費が 1,400 億円を超すことが予想される」と書かれています。そうしますと、これは新たな金額なので、疑問として沸いてきました。91 億円どころではなく、この 1,400 億円の内訳がどうなっていて、だれが 1,400 億円のお金を出すのか、新たな疑問が出てきました。ですから、これは、今の 91 億円というのは現時点で納得できる数字ではないと私は思います。

座長(宮平)

では、事務局の皆様よろしいでしょうか。

事務局(仲宗根)

今の伊良部委員の質問ですが、「1,400 億円を超すことが予想され」の後に括弧書きで(埋立工事、インフラ整備関連工事費、導入施設建設費等)という事で記載されています。この導入施設建設費というのは、上物施設、これは進出立地する民間企業の上物施設も含めて、この地域に 1,400 億円を超える投資が考えられると、そういったことでの数値となっております。

座長(宮平)

その 1,400 億円のうちの、91 億円がインフラ整備ということですか。

- 事務局(仲宗根) 算出した時期が違いますので、この当時のインフラ整備の工事費と、現在説明しています 91 億円との数値については、若干違いがあるかとは思っています。
- 座長(宮平) 伊良部委員、いかがですか。今の答弁については。
- 委員(伊良部) この 1,400 億円のうちの、民間の部分はわかりますが、さきほど内訳と言ったのは、ここで税金がどの程度、要するに埋立工事費、インフラ整備等、上下水道等色々出てくると思います。その辺りの内訳がどうなっているのでしょうかという事をお聞きしたいと思います。
- 座長(宮平) 時間の都合がありますので、ここは保留にさせていただいて、また改めて回答していただければありがたいと思います。では疑問点 64 は保留という事でよろしいでしょうか。
- では疑問点 69 「県や市の財政の影響について抽象的な記述になっている為、根拠が不十分で納得性に欠けるのではないか」というのはいかがでしょうか。疑問点はとれましたでしょうか。納得いただいたでしょうか。
- 委員(大田) はい、納得しました。
- 座長(宮平) 今大田委員ですが、他には。
- 委員(大田) ですから、疑問点 50 や、成功するコンセプトとか、その辺りがはっきりしている、いないとか、それが本当に市街地活性化という所まで行けば、財政についても、例えば 91 億というのも安いものになったりするわけで、今の現状態で抽象的な物で答えようがないものを、今後どうして行くかという事で、今回の会議ではこの程度の答弁で良しとするというのが、私が一環して申し上げている通り、すべてこの計画を納得しているということでは全然ありません。このままでは良くないというのが気持ちとしてはずっとあるのですが、本計画が変えられるという話があるという事で参加しています。結局、土地利用については、ダメではないわけですよ。ですから、それについては、答えようがないのではと。しいて言えば、疑問点 54 の「見通しを誤った時のリスクアセスメントは行なったか？」とかはもう少し具体的にすべき事であって、目玉がないまま人工ビーチとか、市民の負担になっては困るとか、今それを事務局側の回答を出せと言われても無理だと思います。以上です。
- 座長(宮平) ですから、これは抽象的な記述になってもやむを得ないという事ですが、1 つ納得することは何かというと、土地利用の変化があった場合にも見直しがあるという一文があるということでの、消極的な済みという事で積極的なものではないという事です。
- はい、では伊良部委員どうぞ。
- 委員(伊良部) ここでの文言は、根拠が十分か不十分かという事を問いかけしていると思います。ですから、そういう意味合いでいくと、ここを納得という形になりますと、91 億円で納得せざるを得ないわけです。ですから、これ以上の答弁を求めるという事ではなくして、根拠としては不十分でしたという形に整理をしておかないと、個人的には、これは少しおかしいと思います。
- 委員(大田) 了解です。
- 座長(宮平) 根拠は不十分であるけれどこれ以上のものは求めない、求めようがないという事です。皆様いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。ですから、済みでいい訳です。

委員(伊良部) この書き方なら、認めるという事になりますので、少し書き換えが必要ですね。

座長(宮平) では後でその辺りをどういう風な書き方があるかというのを、アイデアを事務局側に。では、一旦保留にします。

次にいきます。疑問点 67「三位一体改革の影響で緊縮予算を強いられる中、沖縄市の起債、公債費、自主財源はどれくらいなのか？」これについてはいかがですか。一応 91 億円という問題がありますが、その中では、どれだけの起債、公債、自主財源という、シミュレーションはあったという事ですね。何度も言いますが、それが良いか悪いかは別です。

どうですか。済みで良いですか、それとも保留にしますか。その辺りの意思表示をはっきりお願いします。少しでも疑問点があるようなら保留にします。強制はしません。

委員(藤田) もう少し答弁を求めたいかどうかという事を聞いた方が早いかと思います。この疑問に対する答えは、これ以上どうしようもないというのがわかりましたので。

座長(宮平) わかりました。では藤田委員の言うように、もう少し意見を聞きたいという所はどこですか。おっしゃってください。

副座長(島田) 例えば、4/5 ページの疑問点 52 番の答えの中で、土地の購入の事ですが、沖縄市は進出する企業に目処を付けてから土地を県から購入します。文言通りですねということを確認したいと思います。

座長(宮平) ですから、今は聞きたい内容を探して下さいという事なので、これはそうすると、聞きたいという事ですか。疑問点 52 番について、何を聞きたいのでしょうか。

副座長(島田) これはどこで担保されているのですか。進出する企業に目処をつけてから土地を県から購入するというのは、ここの所は大事なところですので。目処というのはどういうことなのか。本当にそれはそれで許されるのかという事です。

座長(宮平) 許される、許されないというより、そういう約束になっているという事ですね。要するに、沖縄市に進出したいという企業が出てくれば、あるいはそういう土地需要があれば、沖縄市は県から土地を買い取る。そういった手続きのことをいっているわけですね。

副座長(島田) 何が聞きたいかという事だったので、ここをきっちり確認したいと思ったのですが。

座長(宮平) 確認も何も、そういう約束になっています。国と県と沖縄市で。

副座長(島田) どういう風にですか。

座長(宮平) ですから、沖縄市に対して企業が進出したいと、何ヘクタールが必要だからと、沖縄市は県に対して土地需要があるから買いますという事です。

委員(大田) 重複しますが、検討会議のあり方という中で、土地利用計画が含まれていないわけですから、現時点での土地利用計画については、疑問があるという事だけが残る事ではないですか。今の所で、事務局をつついた所で、疑問があるか、その通りで良いかどうかというぐらいの時に、検討委員会としては、土地利用計画について今後もっと確認しながら進めていく必要があるというのが、落としどころという言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、それ以外に私は言いようがありません。

座長(宮平) ですから、島田委員が聞きたいのはどこなのか、もう少し明確にお願いしたいのですが。

- 副座長(島田) どこがポイントなのか、抜き出していきましょうということ。
- 座長(宮平) そうではなくて、疑問点がある所をご指摘下さいという事です。
- 副座長(島田) 疑問点がある所をご指摘下さいなら、書いてある通りなら、今の私が指摘したところはそれはそれでいいです。
- 座長(宮平) 更に質問したい所をまず確認してくださいという事の作業です。それ以外は、先ほどから何度も繰り返し申し上げておりますように、もう精一杯だという所だと思います。
- 委員(岩田) 5/5 ページの疑問点 45 についてですが、これは僕がわからないので質問したのですが、「海へのアクセスについて、指標として算出したもの」という回答がされていますが、いまいちよく意味がわからないので、もう一回説明をお願いしたいと思います。どういう意味でしょうか。
- 事務局(仲宗根) 岩田委員からの質問の疑問点 45 についてですが、「海へのアクセスについての指標」という事で、ひとつの例として出しているという事で、それが大きな意味を持つと、そういった事にはならないと、ただし、これと疑問点 47 とは関連すると思います。そういった事で、海岸線については、沖縄にとっては重要な位置を占めるという事で、この疑問点 45 の指標についても出していると考えております。
- 委員(岩田) 海岸線が重要であるという事を、答えとしてここに書いたという事ですね。
- 事務局(仲宗根) 疑問点 47 との関連という事で、見ていただきたいと。
- 委員(岩田) わかりました。
- 事務局(仲宗根) 先ほどの伊良部委員からの質問である 1,400 億の件ですが、内訳として先ほど埋立工事と上物施設ということで回答しましたが、当時、埋立工事費に 618 億、それから商業施設、宿泊施設、リゾート住宅等の上物施設で 818 億、合計 1,436 億円という試算がなされております。
- 座長(宮平) はい、では伊良部委員お願いします。
- 委員(伊良部) まず、確認をさせて下さい。ひとつ例を申しあげますと、疑問点 75 の中で、「市が管理するとしている土地利用が多いが、財政的に大丈夫なのか？」とありますが、これで「はい」という形になりますと「分かりました」という形になるので、これは危険だなという事で、これ以上の答弁は求めませんが、一応疑問として残るという事で、整理を図っていただきたいという事と、それと次回改めて、再度回答するというように整理をしていかなければと思っていますが、それでよろしいでしょうか。
- 今例として言いましたが、次回、回答は求めませんけども、ここで納得しましたかというような取扱いになってしまいますと、変な話になってしまいますので、そうではなく、回答は不十分であるが、それ以上の答弁は求めないという事で、整理を図っていただきたいと思っています。
- 座長(宮平) これは大田委員とは少しニュアンスが違っていますね。では大田委員どうぞ。
- 委員(大田) これは事務局側に疑問点を問い合わせているからこれで良いが、今後の課題は山積であるという事ですよね。
- 委員(伊良部) ちがいます。
- 委員(大田) この質問点については、事務局側に問いかけると、この答えしか出ないだろうと。しかし、今後は再度検討が必要であるのではないかと思います。
- 委員(伊良部) 文章の書き方が、一番最初の、例えば疑問点 50 や 117 の、妥当性かどうかにおい

て、これは当然、市民は納得という形になるかと思うのですが、先ほど私が少しもうしあげました、疑問点 64 の「インフラ整備 91 億円は多いのか少ないのか」という事については、これは納得という形になりませんので、これは先程は保留という扱いをしたと思いますが、そういう形で、今回、これは保留なのですが、次回は答弁求めないという事で整理をしたら良いのではというのが私の考えです。

次回改めて疑問点として再度聞いてみたいものを、この中からまた拾って、次回の回答を求めるという事で整理を図られたほうがよろしいのでは、というのが私の考えです。

座長(宮平) 要するに、もう一度疑問点を洗い出したいという事ですか。

委員(伊良部) ですから、疑問点の洗い出しのある部分と、今回、これ以上の回答を求めないが、納得はしていませんよという事で整理を図られたらいかがでしょうかという事です。

座長(宮平) ですからその整理を今図っているつもりなのですが。

委員(伊良部) その確認をさせて下さいという事です。

座長(宮平) ですから先ほどから、疑問点が残る物は全て取り上げて下さいと、私は問いかけているつもりなのですが。

委員(伊良部) その確認をまずさせてもらいました。そこで、次回お答えをしていただきたいのは、4/5 ページの疑問点 116 の答弁の中で、南城市のサンサンビーチを例に取り上げて、成功していますという事を申し上げているわけですが、はたしてこれが泡瀬の人工ビーチに当てはまるかどうかという事の比較が非常に困難だと思います。それを出した根拠に対して、また回答を求めたいと考えております。

座長(宮平) 具体的に言うとサンサンビーチの比較を行なうという事になりますね。例えば具体的に言うとビーチの長さ、距離とか、東海岸にある無しとか、具体的な項目を挙げていただかないと、おそらく事務局の方としても答えにくいと思います。

委員(伊良部) 例えば、市場という視点で考えた場合に、泡瀬干潟の近くには宜野湾市の人工ビーチもあるし、北谷のサンセットビーチ等もありますので、そういう事を考えた場合に、南城市の場合は、その周辺に競争するようなビーチがあるのかどうなのか、環境も色々違うでしょうし、ですからその辺を総合的に比較してみないと、これは泡瀬人工ビーチが果たして観光客がリピーターとして来てもらえるのかどうか、当然、周辺住民の皆様は行くと思います。ですが、今回沖縄市が掲げている、これまでの説明の中で、「国際観光」、観光という事を申し上げているわけですので、当然この人工ビーチには、観光客に来ていただくというのも頭に入れながら、構想としては描いているはずなので、この辺りの所はもう少ししっかり説明をしていただかないと困るなという所です。

座長(宮平) ですから具体的な項目としては、どういった所を挙げた方がいいのかというアイデアを教えて欲しいのですが。

今出たのは、南城市と泡瀬の干潟のビーチを比べて見た場合には、競合地の問題を挙げていらっしゃるんですが、あと他にはどういった点を挙げていただければ、事務局としては答えやすいかなと思います。

委員(伊良部) それから例えば南城市のビーチですと、那覇から近いので、そういう点、あるいは南城市のビーチの周辺の環境もあると思います。自然に近い形なのか、こういった出島の方式ではない所も色々、総合的な評価をする必要がありますので、ですから、類

似したビーチではないという事をここで見たいわけです。ですから、同じような比較の仕方をするのであれば、少し危険だなという事です。

座長(宮平) これは比較分析の時には常につきまとう問題ですので、その辺りまた、伊良部委員から、具体的にこういった項目に答えて欲しいという案を出していただければ良いかと思えます。私の方からも、やり方について検討したいと思います。他に保留点はありませんか。では、疑問点 116 は保留という事にしたいと思います。

他に項目として何かありませんか。

では、4 点でよろしいですか。1 ページ目の疑問点 2 「起爆剤となるのかならないのか」、疑問点 64 「インフラ整備の 91 億円は多いのか少ないのか」、疑問点 69 「財政への影響、根拠について」、それと今指摘のあった疑問点 116 については保留という事で、残りの項目においては、現段階においては納得という事ではないがこれが限界かなという点での済みということによろしいでしょうか。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(伊良部) 前回私が質問したものが抜けているのですが、参考資料 6 のインデックス 5 の中の 11 ページを開いてみてください。

「3. 泡瀬地区開発事業の推進に係る確認作業結果のまとめ」としまして、上から 3 つ目の丸の項目、「このため本事業の実施においては、第Ⅰ区域から着手し、土地需要の見通しを再度十分検討した上で、第Ⅱ区域に着手することが適切と考える。」とあります。これは、私なりに解釈をしますと、見直しもありうると理解をしております。しかし、前回の答弁の中では、そうではないという事を、事務局の回答としては申し上げていたと思います。これについて、再度お聞きしたいと思います。

座長(宮平) では今の質問について、お願い致します。

事務局(仲宗根) 今回の伊良部委員の質問ですが、今回、埋立事業につきましては、市の権限が無いと、そういった事で答弁したかと思えます。埋立地に対しての沖縄市の土地利用計画については、これまでも見直しは十分可能であるとそういった事で回答していたつもりです。

座長(宮平) よく分からなかったなので、もう一度お願い致します。

伊良部委員が言っているのはどういった事かというのと、第Ⅰ区域に着手して土地需要を見通したうえで、第Ⅱ区域については、見直しが可能か否か、この文言ではそういう風に読み取れるが、それについて見直しが可能かどうかという事についてです。その辺りをお聞きしたいです。

委員(伊良部) ここに書かれているのは、第Ⅱ区域に着手と書いてあります。着手というのは、これは埋立を着手するかどうかという事を、これで言っているという事で私は理解しているのですが、いかがでしょうか。

事務局(仲宗根) 第Ⅱ区域に着手という事で、埋立工事について説明したものであります。それにつきましては前回の、沖縄市の権限ではないと、そういった事を回答した通りだと考えております。

座長(宮平) 伊良部委員、今の説明でどうでしょうか。

委員(伊良部) まず、この資料の一番最初の表紙を見ていただきたいと思えます。「中城湾港泡瀬地区開発事業の推進にかかる確認作業結果について」という事で、沖縄県と沖縄市が共同で作成をしている資料ですよね。ですから、第Ⅱ区域の着手については、沖縄市

は全く蚊帳の外ですという事になるのでしょうか。私は少なくともそういう風には思っていないくて、当然、国も県も市も、この開発計画その物は最後まで関わっていくという風に私は理解をしておりますが、違うのでしょうか。

座長(宮平) 事業主体は国ですね。この確認作業は沖縄県の沖縄市ですよ。それについて、この行政文書はどうなりますか。これは沖縄県、沖縄市の確認であるわけですよ。

事務局(仲宗根) はい、そうです。沖縄県と沖縄市の責任で作成したものという事です。

座長(宮平) 埋立の事業主体は国ですよ。

事務局(仲宗根) はい、この件については、時期について調整が可能と、そういった事で理解しております。

座長(宮平) という事は、先ほどの沖縄市は権限がないというのは、これは埋立に対しての権限が無いという事ですか。

事務局(仲宗根) はい、前回の回答の方で答えたとおりです。

座長(宮平) 今の発言の趣旨はそういう事です。はい、どうぞ。

委員(岩田) 大事な所ですので、着手というのが埋立事業そのものを指すのであれば、こういう公文書に明記されているのを私は初めて見たのですが、もう一回整理してもらって良いですか。すごく大事なことのように思いますので。ここに書いてある泡瀬地区開発事業というのは、埋立事業の事ですか、それとも東部海浜開発事業の事ですか。

事務局(仲宗根) はい、ここでは両方にかかっていると、埋立事業と東部海浜開発事業にかかっているとと思います。

委員(岩田) 両方にかかっていると。そして、先ほど言われた着手というのは、埋立事業を指しているという事ですか。

事務局(仲宗根) はい、埋立事業、第Ⅱ区域の着手という事で、第Ⅱ区域の着手の時期については、協議が出来ると、そう理解しております。

座長(宮平) わかりました。ですから、この辺りの文言についても、国や県に聞いてみたら良いと思います。ただ、この文書を見る限り、国は関わっていないわけですよ。ですから、埋立主体が国なので、逆に今やりますと言われた時には、ある意味で言うと沖縄市の権限外になってしまう可能性がありますので、その辺りについて確認してはいかがでしょうか。

これはヒヤリングで調査するという事でいかがですか。よろしいでしょうか。

では、他に疑問点はありますか。どうぞ。

委員(藁科) 資料6のインデックス2や8では、平成5年なのですが、この更新はいつ頃やろうと考えていたのか、という事を少し教えて欲しいです。

事務局(仲宗根) はい、十分に必要性を認識しております。時期については、ここでは申し上げられません。

座長(宮平) これは予算の問題なので、予算は議会で承認されないといけませんので。ですから、事務局の方から提案して予算化されないといけないという事になります。

ですから、市民委員としては、14年前の物でいいのかということですよ。それが精一杯なのかなという、そういった意味ですね。

他にありますか。無いようですので、今出てきた点について再度また答弁していただきたいと思います。

とりあえず市側からのものについては、非常に努力していただいているのはわかり

ますが、消極的な納得という事になってしまいますがという事です。

次に、今後の流れとして、資料7を見て下さい。これまでの確認ですが、目的は東部海浜開発事業について、客観的かつ多角的な視点から精査するとともに公平公正な観点から情報を公開するための検討会議という事です。

「東部海浜開発事業に関わる資料等の精査と公開」、「市民等の意見聴取」、「その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事」、これから行なう事として、「資料等の精査、公開、関連図の疑問点の解消、課題の整理等、視察、市民等の意見聴衆、ヒヤリング、インタビュー、アンケート等、その他」を行ないます。

2 ページ目をお開け下さい。今日行なった確認作業としては、各調査票の作成、それを調査して、全員で聞き取りを行いたいという事です。推進、反対、中立の方々に調査票を送って、それからヒヤリングを行なって、結果を公開する。そして国や県、これも調査票を作成し、勉強会を行い、まず質問表を作成し、それから質問表に回答をいただいたところで、皆様で聞きに行って、結果を公開する。これは目的が何かというと、まず市民の皆様については、争点の特定、国・県に関しては、泡瀬地区公有水面埋立事業について知るという事です。そういう事で、いままでやってきたわけです。それでは、次のページを開けてください。

これを見ていくと、今日が5月25日ですから、6月4日、ここまでのスケジュールは決まっています。新港地区の視察です。先ほど目をとおした通りのスケジュールでやって行きたいと思えます。その後、各団体から帰ってきた回答に対して、聞き取り調査の質問項目のための勉強会を行います。そして聞き取り調査を行います。そして、聞き取り調査報告会のための勉強会をやって聞き取り調査をやって、それを反映させていきます。問題は、この委員会は7月の第4週で最終となりますので、総括を行ないたいという事です。その前に、総括の原案を作って、認めていただく作業をやりまます。ですから勉強会を頻繁にやらないと非常に厳しいです。あともう1つ、取りまとめ方ですが、私の案としては、とりあえずこの委員会の成案としては、これまで学んだ点を列挙するという事になろうかと思えます。

ただし、それでは、各市民委員の皆様、あるいは委員の皆様の意見が反映されませんので、この委員会とは個別に、成案ではありませんが、各委員の意見としてレポートを付加する方式を考えたいと思えます。いかがでしょうか。つまり、2部構成になっています。1部はこの委員会で学んだ事、これまでの勉強会を通じて色々な事をやったものを並べて行く。それを、こちらの委員会の勉強会で、情報公開等に資する内容としたい。つづきまして、第2部構成としては、各委員がそれぞれこの委員会に関わってきて、どういう事を考えて、どういう風に考えていくのかという内容をまとめていただいて、提出するという事です。ただし、これはあくまでも個人ベースであって、委員会の成案ではないという事でいかがでしょうか。

はい、大田委員どうぞ。

委員(大田)

検討会議の設置要綱の部分としての精査をしたという事はそういうことなのですが、今皆様は先ほどの事務局側の回答というのと、今後の開発の上物の計画に対して、全員が共通項で疑問点があるという事が残ったのではないのでしょうか。

それは、今後の課題であるという事は総意として問いかけても良いのかと思うのですが。

座長(宮平) 委員の皆様の総意であるなら問題ないと思います。

委員(大田) これは決着がつかないものですから。

座長(宮平) 例えば1つは、アンケートを取るべきだとか、そういったものが総意で出るなら、問題はないです。それは可能です。それ以外の事で、総意が取れないという事については、各委員のものでという事です。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に問題点が何かというと、これは公開されますので、各委員の皆様の、例えばこの委員会を通して意見書答案が添付されるわけですが、その場合に名前が出るという事についてはいかがでしょうか。お名前は公開でよろしいですか。総意の部分と各委員の2部構成の部分です。その部分についてはお名前を出して公開することになりますが、それでよろしいかどうかという事です。それでよろしいですか。

委員一同 はい、よろしいです。

座長(宮平) はい、ではそういう事で確認をおこないたいと思います。一応「済み」のものを押しましようか。

それで今日は散会したいと思いますが、今日で疑問が解決できたところがどこかという事ですね。

(関連図のテーブルへ全員移動)

座長(宮平) どれが解決しましたか。皆様が見て。効果はどうですか。

委員(伊良部) 試算されてはいるが、根拠としてはどうなのでしょう。

座長(宮平) 根拠として？一応されてはいるわけですよ。

「下水道接続率の向上のための活動内容の実績」は？向こうの「排水、ゴミ、ヘドロ堆積」はどうですか？では「新港地区」、「自然型護岸」、これはまだですね。土地利用の「マリーナの利用形態、想定、利用料金、どんな施設があるか」これについてはどうですか。先ほど説明があったではないですか。マリーナですか、人工ビーチですか。「事業(リゾート施設、ホテル等)の需要予想」これはどうですか。

委員(大田) 納得はしていないけど、現時点では押すしかないのではないですか。

座長(宮平) 一人でもダメならダメです。では次、市の権限の「市の決定が国に反映されているのかどうか」。「もし国や県が埋立を中止した場合にも、東部海浜開発事業は継続されるのか」これもそうですね、「沖縄市の努力によって変更できるものとできないものに整理して議論する」これもまだですね。「行政ルール上で市が事業に不参加の場合、何が起こる？」、「市として、国への工事の一時中断要請を検討したことがあるか」これもまだ答えていませんね。

「沖縄市長に埋立中止の要請の権限はあるのか？粛々と埋立が進められているが、市は埋立を中止することが出来るのか？」。

委員(大田) この辺りですね。残るのはこの辺りではないですか。

座長(宮平) 市の関連計画の「総合計画での東部地区の位置づけ」、「沖縄市としての都市計画グランドデザイン」、これは今日、今やったと思いますが、これはどうでしょうか。

副座長(島田) これは押さないといけないでしょう。先ほどの我々の議論で答えを出していますから。

座長(宮平) 総合計画の位置づけは終わったと思いますが・・・

委員(伊良部) マリーナの利用料金とかが書いてあるではないですか、具体的な事がまだです。

座長(宮平) では、ここの総合計画はどうですか。

委員(伊良部) これは納得で良いのでは。位置づけというのが一応。

座長(宮平) 「県総合運動公園との連携、スポーツコンベンションって何？」についてですが。

委員(大田) これはコンベンションで良いのではないですか。

座長(宮平) 「中心市街地の連携は？」総合計画とのからみではあるわけですが。これは担保されるかどうかは。

委員(比嘉) 妥当性に関しては疑問がありますが、答弁に関しては済みではないですか。

委員(伊良部) これは解釈の仕方では、東部海浜の市街地との連携はというのも捉えられないこともないので。

座長(宮平) 保留にします。では次「干潟周辺の道路、駐車場の整備」これはどうですか。

委員一同 良いと思います。

座長(宮平) 「地元商業施設との競合、共倒れ」これについてはどうですか。

委員(大田) これは関係ない。議論もされていません。

座長(宮平) はい、ではこちらの「経済効果の試算はなされているのか？(根拠は?)」

委員(大田) されてきました。根拠もありました。

座長(宮平) その下の「住宅用地や公共施設面積が大きく、ホテル等商業用地が少ないのに国際観光の形成、市の経済活性化につながる雇用創出が見込めるとしている根拠」、これは一応算定はされていますね。

「参画の可否」これは検討されて、推進したわけですね。

委員(大田) 要望があってやった事ですね。

座長(宮平) これも納得ですね。「国が参画されてはじめて・・・」

「埋立が必要な理由」これはどうですか。

委員一同 答弁はありました。

座長(宮平) 「ヒヤリング」、これはもう精査するという事でやっていますが、どうですか。これはもう終わったと思いますが。

委員(岩田) これは今調べて精査しています。

座長(宮平) そうですね。現在進行中という事ですね。

これはどうですか、「1275 部屋のホテルのイメージコンセプト」「周辺施設の稼働率がどうなっていくか」というのは、一応は出ていましたか。

「広域としての都市計画のランドデザイン」もう一回聞くという事でよろしいでしょうか。

副座長(島田) 今の、この押したか押さなかったかについての、これはどう考えているのですか。これは説明があったのですか。なぜ押さないのですか。

委員(伊良部) これはまた次回、国に問いかけをしないといけませんので。国の総事業費の事ですよ。

座長(宮平) もう少し調べてみたいというのは、残しておきましょう。

副座長(島田) 押したと分かるように実際に押さないと、何も選別できません。

座長(宮平) これから聞くわけですから、そういった意味では解決済みだと思いますが。

副座長(島田) 現時点の物は示されたわけです。大事な所なので、認識合わせをしましょう。「現在想定できる」と書いてあります。これを押さないのであれば、また土台が違うと思うのですが。

座長(宮平) 皆様いかがですか。

委員(伊良部) 現在想定できるという・・・これは解釈の仕方でも違いますね。

座長(宮平) 市が出している事業計画について精査しています。

委員(藤田) 納得がいきません。

座長(宮平) 納得がいかない物に対しては、また国・県に聞いてみれば良いではないですか。ここはどうですか「防災対策」。

「教育研究施設はどのようなものを考えているのか？」これは今日の答弁にあったと思うのですが。一応は説明があったと思うのですが、これは済みではないですか。

委員一同 これは済みで良いと思います。

座長(宮平) あとは「他に、似た事業はあるのか」

委員(岩田) 「今のままで干潟はどうなるのか」わからないという答えで・・・。

座長(宮平) もう少し掘り下げて、潮流の調査やシミュレーションなどがありますので。

委員(藁科) 「ビーチの利用状況」などは。

座長(宮平) これは出ました。

委員(大田) こういうのは削除ですね。というのは、全部おっしゃって、クエスチョンが残るという事です。

座長(宮平) はい、そうですね。では席に戻りましょう。

また予定の時間をオーバーしてしまいましたが、熱心なご審議、どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。以上を持ちまして、検討会議を終了させていただきます。

事務局から連絡事項などがありましたらお願い致します。

事務局(島田) この検討会議が5時から始まりまして、今は9時30分、約4時間半の長い間、皆様ありがとうございました。

それから傍聴に来られた皆様方も、長い間おつかれさまでした。厚くお礼を申し上げます。

次回の第9回目の検討会議は、6月4日(月)に新港地区の視察となっております。その内容につきましては、先ほど議事の中でもお話がありましたが、資料1に添って進めさせていただきます。また、当日の時間等につきましては、後ほど連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願い致します。

本日は本当にありがとうございました。